

平成28年 第7回理事会 議事録

日 時： 平成28年3月19日(土) 10:00~13:00
場 所： 日本財団 パラリンピックサポートセンター 2階 第3・第4会議室
出席理事： 金原昇、長野修士、阿部海将、佐藤公彦、大橋卓生、石井嘉英、小野原裕昭、
安藤尚徳、岡本依子、初瀬勇輔、牧野文彦、今枝尚道
出席監事： 北根康志、根本健三郎
欠席理事： 石井直人、小池隆仁
議事録署名人： 根本健三郎

理事総数14名、出席理事12名、定款第36条第1項に基づき、理事会成立。
定款第33条第2項に基づき、金原会長が議長となり、審議に入った。

【審議事項】

第1号議案 平成27年度(平成27年7月1日~12月31日)事業報告及び決算の件

長野修士専務理事より、添付資料1(決算報告書:貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書、財務諸表に対する注記、独立監査法人の監査報告書、監査報告書)に基づき決算報告が行われ、満場一致にて承認された。

また、独立監査人の監査報告書では財務状況について厳しい指摘があったことも報告された。引き続き添付資料2(平成27年度一般社団法人全日本テコンドー協会 事業報告)に基づき事業報告が行われ、満場一致にて承認された。

第2号議案 平成28年度(平成28年1月1日~12月31日)事業計画及び予算の件

添付資料3(平成28年度 一般社団法人全日本テコンドー協会 事業計画案)に基づき平成28年度事業の報告があり、満場一致にて承認された。

事業計画に基づき、添付資料4(平成28年度収支予算案)の収支予算書の説明があり、寄付金収入の見込みが大きく課題であることが確認されたが収支予算は満場一致で承認された。

第3号議案 第22回アジアテコンドー選手権大会派遣候補選手及び派遣選手決定の件

派遣選手の実績や将来性(2020東京)の面での説得力が必要であることから、過去の国際大会の実績、選考会の一位と年齢を考慮し、下記候補選手を強化委員会にて推薦し、理事会にて4名の派遣選手が決定、承認された。

強化委員会からの推薦候補選手。

男子： -54kg 松井隆弥 -58kg 鯨井純穂(後日辞退)
-63kg 小山内海斗、-68kg 濱田康弘 -80kg 江畑秀範
女子： -49kg 岸田瑠佳 -57kg 濱田真由

理事会決定派遣選手。

男子： -63kg 小山内海斗 -68kg 濱田康弘
女子： -49kg 岸田瑠佳 -57kg 濱田真由



第4号議案 正会員資格問題及び加盟団体資格の件

A氏の正会員資格については、本人に弁明の機会を与えコンプライアンス委員会にて事実を確認し、規程に従って対処することではあるが、現時点の事実関係より退会処分とする方向で進むことが満場一致にて承認された。

加盟団体資格については、加盟団体審査委員会にて道場の調査を行い、所属協会からの道場に関する回答を得た。加盟団体資格規程に基づきその実態の再調査を行うことにより理事会にて結論を出すことになったが、暫定的に資格停止処分とすることが満場一致で承認された。

第5号議案 倫理規程の制定及びこれに伴う相談窓口設置の件

当協会に具体的な違反行為を明示した規程がなく、コンプライアンスを徹底し、違反行為による被害を防止するために、添付資料5（一般社団法人全日本テコンドー協会 倫理規程案）を基に倫理規程を制定し、添付資料6（一般社団法人全日本テコンドー協会 暴力行為・不正行為等のコンプライアンス相談窓口の設置に関する規程案）を基にホームページに相談窓口を設置することが、満場一致にて承認された。

第6号議案 相談窓口の委託契約締結の件

第5号議案で設置した相談窓口について、添付資料7（平成28年度事業計画書）及び添付資料8（一般社団法人全日本テコンドー協会 謝金規程）に基づき弁護士である大橋理事が担当することとされ、大橋理事は弁護士の職務として受任し、対価として、当面、月額5万円で実施することが満場一致で承認された。なお、大橋理事は利害関係人となることから決議に参加しなかった。

第7号議案 全日本学生テコンドー選手権大会岐阜羽島開催（平成28年9月4日）の件

国際クラブ様より全日本学生テコンドー選手権大会岐阜羽島開催の提案があった。
羽島市での大会開催が満場一致で承認された。

第8号議案 岐阜羽島におけるオリンピック壮行会開催（平成28年6月29日）の件

国際クラブ様よりリオオリンピックの壮行会を岐阜羽島にて行いたいとの提案があり、国際クラブ主催の壮行会に参加することが満場一致で承認された。

第9号議案 「予防型監査要領」の改善案に対する責任者の決定の件

添付資料9（「予防型監査チェックリストに基づいた業務報告書」）に基づき、改善すべき点項目1から7についての改善案作成に関して、大橋理事が責任者となり、それぞれの改善すべき点に関して、関係者に割り振りをする事が決定し、満場一致にて承認された。

第 10 号議案 「平成 27 年度選手の育成及び強化に関する業務監査」の指摘事項に対する

責任者の決定の件

添付資料 10（平成 27 年度「選手の育成及び強化に関する業務監査」改善報告書）に基づき指摘事項 1 から 6 までの改善の報告書作成に関して大橋理事が責任者となり、関係者へ報告書作成の割り振りをふることが決定し、満場一致にて承認された。

第 11 号議案 理事のいない専門委員会について担当理事の選任の件

審議は持ち越しとなった。

第 12 号議案 専門委員会の委員選任の件

- (1) 阪口強化委員長より 27 年 12 月一杯での辞任願が出され、受理された。
これを受け添付資料 11 に基づき、阿部常務よりリオオリンピックまで金原会長を強化委員長としてはどうかとの提案があり、満場一致で承認された
- (2) 添付資料 12 に基づき、アンチドーピング活動の観点から医科学委員に大橋理事が推薦され、満場一致で承認された。
- (3) 添付資料 13（グッドガバナンス構築に関する特別委員会の設置について）に基づき、グットガバナンス構築に関する特別委員会の設置が提案され、満場一致で承認された。

第 13 号議案 新規規程制定の件

添付資料 14（各種委員会活性化等のためのご提案）に基づき、下記 12 の委員会規程（同、4 ページ参照）に関して以下の提案が行われ、満場一致にて承認された。

また、各委員会合同にて会議を行うことも必要であり、合同委員会運用規程も制定され満場一致にて承認された。

なお、賞罰委員会規程、昇段昇給委員会規程は除く。

各委員会の規程に関しては、添付資料 14、5 ページ以降参照。

また、新たにパラリンピック委員会規程、国際委員会規程が制定され満場一致にて承認された。

< 12 委員会 >

1. 総務委員会規程
2. コンプライアンス委員会規程
3. 普及委員会規程
4. 競技委員会規程
5. 強化委員会規程
6. 審判委員会規程
7. 医・科学委員会規程
8. 広報委員会規程
9. マーケティング委員会規程
10. 環境委員会規程
11. 組織対策委員会規程

12. 加盟団体審査委員会規程

<提案事項>

1. 各種委員会活性化のための改善策

- (1) 議題について予め書面で意見表明をした委員を出席扱いとする
- (2) 決議要件を出席した委員の過半数とする
- (3) 委員会の非公開原則
- (4) 決議の省略

2. 各種委員会の意思決定の明確化（議事録作成義務化）

3. その他の改正

- (1) 総務委員会規程 守秘義務規定追加
- (2) コンプライアンス委員会規程 所管事項の追加
- (3) 強化委員会規程 所管事項の追加

添付資料 15（競技者・指導者規程制定のご提案）に基づき、競技者・指導者規程の制定主旨説明及び、濱田真由選手に関する覚書の説明も行われ、満場一致にて承認された。

第 14 号議案 ホームページにおける個人会員直接登録の実施の件

将来的にホームページを利用した個人登録の直接登録を踏まえた方向性が示された。個人情報管理に関して、今後システム等を確立していく必要がある。予算作成も含め、総務委員会と連動して、検討していくようにとの指示がなされた。

第 15 号議案 理事会・委員会の定期開催の件

偶数月の第 2 土曜日を理事会の候補日とすることが満場一致にて承認された。

【報告事項】

1 安藤尚徳理事の加盟団体審査委員会委員就任の件

平成 27 年度第 10 回理事会（平成 28 年 2 月 19 日書面決議）にて、安藤理事の加盟団体審査委員就任が承認された旨の報告があった。

2 寄付金取扱規程制定の件及び既に頂戴している寄付金の使途の件

平成 27 年度第 12 回理事会（平成 28 年 2 月 23 日書面決議）にて寄付金取扱規程の制定が承認され、既に受領している合計 9, 215, 000 円の寄付金を「強化事業費」として国内外の合宿費用に使用することが承認された。

3 理事会及び総会の議事録のホームページにおける公開の件

新規ホームページにて総会、議事録が掲載されていることが確認された。

4 リオ五輪テストイベント強化合宿の件

リオ五輪テストイベント前の強化の報告があった。

5 リオ五輪テストイベントの結果報告の件

濱田真由の結果は優勝、試合内容について報告があった。

6 アジア大会予選出場選手の近況の件

NTC合宿など強化スケジュール等が報告された。

7 国際クラブ青山馥様から寄付の申入れの件

国際クラブ様より大城バネサ氏が歌う「テコンドーの歌」を販売し売上の一部を本協会に寄付をすとの申し入れがあったことが報告された。

9. 在日韓国人の国技院への昇段申請の件

韓国国技院の段の管理システムで在日韓国籍の取扱がないため、在日韓国籍の方の昇段申請は便宜的に国籍欄に日本と書くよう国技院から指示があった。

国技院の指導通りオンラインにて申請する場合、国籍欄を「日本」として申請し、住民票を英文にて作成し送付することにより段証明書入手することができる。

10. 岐阜羽島オリンピックチーム合宿の件

国際クラブ様よりオリンピックに向けての強化合宿を羽島市にて開催してはとの提案があった。

11. 地域ブロックの権限強化の内容及び実施時期の件

今枝理事より進行状況の報告があった。

【連絡事項・要望】

1. 内外大会・合宿における報告書の送付先の確認

事務局より、事務局に届いた各報告書の配布先の取り決めが欲しいとの要望があった。

2. 委員会の議事録の送付先の確認

事務局より、専門委員会の各報告書の配布先の取り決めが欲しいとの要望があった。

3. リオ・デ・ジャネイロオリンピック応援ツアーの申込に関する告知

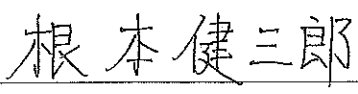

リオ・デ・ジャネイロオリンピック応援ツアーの申込に関する告知があった。

以上により、審議事項と報告事項に関する議事を全て終了し、閉会とした。

以上に相違ありません。

平成28年3月21日

議長  

署名人  

- 添付資料1 決算報告書（平成27年7月1日から12月31日）
- 添付資料2 事業報告書（平成27年7月1日から12月31日）
- 添付資料3 平成28年度一般社団法人全日本テコンドー協会 事業計画（案）
- 添付資料4 平成28年度収支予算書（案）
- 添付資料5 一般社団法人全日本テコンドー協会 倫理規程（案）
- 添付資料6 一般社団法人全日本テコンドー協会 暴力行為・不正行為等のコンプライアンス相談窓口の設置に関する規程（案）
- 添付資料7 一般社団法人全日本テコンドー協会 理事会御中 平成28年度事業計画
- 添付資料8 一般社団法人全日本テコンドー協会 謝金規程
- 添付資料9 業務報告書
- 添付資料10 平成27年度「選手の育成及び強化に関する業務監査」改善報告書
- 添付資料11 提案書「強化委員及び強化委員長の推薦について」
- 添付資料12 提案書「医・科学委員会の委員の推薦について」
- 添付資料13 提案書「グッドガバナンス構築に関する特別委員会の設置について」
- 添付資料14 各種委員会活性化等のためのご提案
- 添付資料15 競技者・指導者規程制定のご提案

決 算 報 告 書

平成27年 7月 1日から
平成27年 12月31日まで

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1
一般社団法人 全日本テコンドー協会

貸借対照表

平成27年12月31日現在

一般社団法人全日本テコンドー協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	14,717,755	6,112,107	8,605,648
未収金	920,750	935,250	△ 14,500
未払金	402,979	657,895	△ 254,916
未払金	9,914,624	5,171,980	4,742,644
未払金	128,710	-	128,710
未払金	888,442	242,550	645,892
未払金	△ 540,000	△ 540,000	-
流動資産合計	26,433,260	12,579,782	13,853,478
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預金	-	20,000,000	△ 20,000,000
基本財産合計	-	20,000,000	△ 20,000,000
固定資産合計	-	20,000,000	△ 20,000,000
資産合計	26,433,260	32,579,782	△ 6,146,522
II. 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	5,220,000	17,220,000	△ 12,000,000
未払金	36,691,487	31,023,754	5,667,733
未払金	1,841,266	6,401,000	△ 4,559,734
未払金	531,918	379,847	152,071
未払金	3,222,824	70,000	3,152,824
未払金	35,000	-	35,000
流動負債合計	47,542,495	55,094,601	△ 7,552,106
負債合計	47,542,495	55,094,601	△ 7,552,106
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	20,000,000	△ 20,000,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(20,000,000)	(△20,000,000)
2. 一般正味財産	△ 21,109,235	△ 42,514,819	21,405,584
正味財産合計	△ 21,109,235	△ 22,514,819	1,405,584
負債及び正味財産合計	26,433,260	32,579,782	△ 6,146,522



科 目	当年度	前年度	増 減
管 理 費	11,464,614	5,630,849	5,833,765
人 事 費	7,191,196	3,201,222	3,989,974
為 替 差 損	4,273,418	2,429,627	1,843,791
経 常 費 用 計	35,659	13,165	22,494
評価損益等調整前当期経常増減額	54,211,006	15,199,531	39,011,475
評価損益等計	21,472,379	△ 2,395,606	23,867,985
当期経常増減額	-	-	-
2. 経常外増減の部	21,472,379	△ 2,395,606	23,867,985
(1) 経常外収益	-	-	-
(2) 経常外費用	-	-	-
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	-	-	-
法人 税 等	21,472,379	△ 2,395,606	23,867,985
当期一般正味財産増減額	66,795	52,500	14,295
一般正味財産期首残高	21,405,584	△ 2,448,106	23,853,690
一般正味財産期末残高	△ 42,514,819	△ 40,066,713	△ 2,448,106
II 指定正味財産増減の部	△ 21,109,235	△ 42,514,819	21,405,584
一般正味財産への振替額	△ 20,000,000	-	△ 20,000,000
当期指定正味財産増減額	△ 20,000,000	-	△ 20,000,000
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	-	20,000,000	△ 20,000,000
III 正味財産期末残高	△ 21,109,235	△ 22,514,819	1,405,584



附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載しているため、記載を省略しております。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	540,000	0	0	0	540,000

以上



財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

・消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

・貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。 (単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当預金	20,000,000		※ 20,000,000	0
合 計	20,000,000	0	20,000,000	0

※ 活動経費に使用する目的として、りそな銀行渋谷支店定期預金2千万円を取り崩しております。

3. 関連当事者の取引の内容

関連当事者の取引の内容は、次のとおりであります。 (単位:円)

氏 名	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	取引条件	科 目	期末残高
金原 昇	当法人会長	資金の借入れ の返済	12,000,000	無利息	短期借入金	1,000,000

以 上






監査報告書

一般社団法人全日本テコンドー協会
会長 金原 昇 殿

平成 28 年 3 月 17 日

監事 根本 健三郎 

私は、当協会の平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他会議に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を観覧し、事業及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果


計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び正味財産増減の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

監査報告書

一般社団法人全日本テコンドー協会
会長 金原 昇 殿

平成 28 年 3 月 17 日

監事 北根康夫 

私は、当協会の平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の取集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他会議に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を観覧し、事業及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び正味財産増減の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

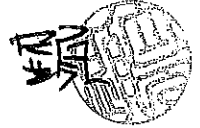


独立監査人の監査報告書

平成 28 年 3 月 16 日

一般社団法人全日本テコンドー協会
会長 金原 昇 殿

公認会計士立元顕事務所
公認会計士 立元 顕



私は、一般社団法人全日本テコンドー協会の平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの貸借対照表及び損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

一般社団法人全日本テコンドー協会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成 27 年度 一般社団法人 全日本テコンドー協会事業報告

自 平成 27 年 7 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日

平成 27 年度においては、本協会は、テコンドー競技の更なる普及と発展に努めると共に、定款に基づき下記の諸事業を積極的に行った。

普及・育成関係

- ・普及大会及びブロックでの普及の為の講習会開催
- ・各地協会統一のための運動事業
- ・各地協会の全日本協会行事への積極的参加呼びかけ事業
- ・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会との連携
- ・障がい者スポーツ競技団体相互の連絡調整
- ・障がい者スポーツに関する各種情報の交換

技術関係


- ・国技院指導者研修院より師範を招へいし、基本動作・基本蹴り・プムセ・キョルギ等の講習会を開催する
- ・昇段審査員の強化のための講習会を行う
- ・強化委員会と連携を図り、強化指定選手の技術向上を図る

審判関係

- ・国内公式審判A級・B級ライセンス取得のための講習会の開催
- ・各ブロック審判C級ライセンス取得のための講習会の開催
- ・各種全日本協会主催の大会への審判員派遣
- ・各都道府県協会主催大会への審判員派遣
- ・プムセ審判講習会の開催
- ・各都道府県協会の代表審判講習会開催
- ・各種国際大会への国際審判員の派遣

医・科学関係

- ・協会主催の競技会におけるドーピング検査の実施
- ・アンチ・ドーピングにおける教育と意識改革の推進
- ・競技会、強化合宿、海外遠征にドクターおよびトレーナーの派遣



競技関係

<国内大会開催事業>

JOCジュニアオリンピックカップ 第8回全日本ジュニアテコンドー選手権大会

開催日：平成27年7月26日(日)

開催地：長野県松本市 総合体育館メインアリーナ

主管：長野県テコンドー協会

参加者数：422名

第9回全日本ブムセテコンドー選手権大会

開催日：平成27年8月8日(土)

開催地：千葉県 船橋アリーナ

主管：千葉県テコンドー協会

参加者数：102名 ペア4組 団体1組

第9回全日本学生テコンドー選手権大会

開催日：平成27年10月4日(日)

開催地：滋賀県 ルネサス関西

主管：滋賀県テコンドー協会

参加者数：136名

第9回全日本テコンドー選手権大会 東日本地区大会

開催日：平成27年10月25日(日)

開催地：山梨県 山梨市民総合体育館

主管：山梨県テコンドー協会

参加者数：87名

第9回全日本テコンドー選手権大会 西日本地区大会

開催日：平成27年11月29日(日)

開催地：長崎県 長崎県立総合体育館

主管：長崎県テコンドー協会

参加者数：93名



強化関係

選手強化活動事業

ターゲットエイジ事業

国内強化合宿

・育成強化合宿

期 間 : 平成 27 年 8 月 19 日～21 日

場 所 : 東京都 味の素ナショナルトレーニングセンター(NTC)

・国内強化合宿(濱田+α)GP マンチェスター【調整合宿】

期 間 : 平成 27 年 10 月 8 日～12 日

場 所 : 東京都 味の素ナショナルトレーニングセンター(NTC)

・国内強化合宿(濱田+α)GP ファイナル【調整合宿】

期 間 : 平成 27 年 11 月 23 日～30 日

場 所 : 東京都 味の素ナショナルトレーニングセンター(NTC)

・ジュニア強化候補選手強化合宿

期 間 : 平成 27 年 12 月 24 日～28 日

場 所 : 千葉県 総合スポーツセンター 武道館

・第1回パラ強化合宿

期 間 : 平成 27 年 8 月 20 日～21 日

場 所 : 東京都 味の素ナショナルトレーニングセンター(NTC)

海外強化合宿

・2015 ユニバーシアード調整合宿(韓国)

期 間 : 平成 27 年 7 月 3 日～6 日

場 所 : 韓国

・日韓ジュニアスポーツ交流

期 間 : 平成 27 年 11 月 27 日～12 月 1 日

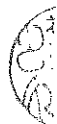
場 所 : 韓国・城南

パラテコンドー国際大会視察

・第 6 回 WTF 世界パラテコンドー選手権大会

期 間 : 平成 27 年 9 月 14 日～19 日

場 所 : トルコ



海外チーム派遣

・第10回春川オープン国際テコンドー選手権大会 2015

期 間 : 平成27年7月19日～28日

場 所 : 韓国 春川

参加人数 : 役員10名 選手28名 計38名(トレーナーを含む)

・第2回WTF世界カデットテコンドー選手権大会

期 間 : 平成27年8月21日～27日

場 所 : 韓国 ムジュ

参加人数 : 役員4名 選手11名 計15名(トレーナーを含む)

・WTF世界グランプリ 第3戦

期 間 : 平成27年10月12日～19日

場 所 : イギリス マンチェスター

参加人数 : 役員4名 選手2名 計6名(トレーナーを含む)

成 績 : 女子-57kg級 濱田 真由 第3位

・2015 フレンチオープンテコンドー大会

期 間 : 平成27年11月11日～17日

場 所 : フランス パリ

参加人数 : 役員4名 選手6名 計10名(トレーナーを含む)

備 考 : テロ事件が発生したため、大会が中止となりました。

・WTF世界グランプリ ファイナル

期 間 : 平成27年11月30日～12月9日

場 所 : メキシコ メキシコシティ

参加人数 : 役員4名 選手1名 計5名(トレーナーを含む)

<JOC 派遣事業>

2015 ユニバーシアード大会

開催期間 : 平成27年7月3日～14日

開催地 : 韓国 光州

参加人数 : 男子4名 女子1名

以上

平成 28 年度 一般社団法人 全日本テコンドー協会 事業計画 (案)

自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日

平成 28 年度、本協会はテコンドー競技のさらなる普及と発展に努めると共に、定款及び各種規程に基づき下記諸事業を積極的に行う。

普及・育成関係

- ・普及大会及びトライアウト等ブロックでの普及の為の講習会・イベント等の開催を図る。
- ・各地協会の全日本協会行事への積極的参加呼びかけ事業を行う。
- ・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会との連携を図る。
- ・障がい者スポーツ競技団体相互の連携調整・情報交換を図る。

技術関係

- ・マイルストーン等を設定し、各種強化合宿・国内大会・国際大会の結果をフィードバックする。
- ・強化委員会のみではなく、他委員会との連携を図り、選手の技術・メンタル等の向上を図る。
- ・昇段審査員のレベル向上を図り、選手育成に励み、公平性を保つ。
- ・WTF によるコーチライセンス取得を推奨する。

審判関係

- ・国内公式審判 A 級・B 級ライセンス取得のための講習会を開催する。
- ・各ブロック審判 C 級ライセンス取得のための講習会を開催する。
- ・各種全日本協会主催の大会への審判派遣を行う。
- ・各都道府県協会主催大会への審判派遣を行う。
- ・ブムセ審判講習会の開催を図る。
- ・各都道府県協会の代表審判講習会の開催を図る。
- ・各種国際大会への国際審判員の派遣を行う。

医・科学関係

- ・協会主催の競技大会におけるドーピング検査を実施する。
- ・国内競技大会や強化合宿を通じてアンチ・ドーピングに関する教育と意識改革の推進を図る。
- ・競技大会・強化合宿・海外遠征にドクター又はトレーナーの派遣を行う。
- ・JADA との連携により指導者のドーピングに関する知識向上と指導力向上を図る。

コンプライアンス関係

- ・ガバナンス関連を中心としてすべての関係者にリスク管理・意思決定・暴力等防止など全般的に体制整備事業を展開する。
- ・代表選考のあり方(法的問題)を強化・競技関係者を中心として啓蒙し、理事関係者の理解を得る。
- ・知的財産権について、マーケティング・強化・競技関係者の認識を高める。

競技委員会関係

- ・協会主催の競技大会を実施する。
- ・各都道府県協会主催の標準化を図る。
- ・競技力向上、競技人口拡大などを目的とする新規大会を開催する。
- ・国内コーチ(セコンド)ライセンス認定の為の講習会を開催する。
- ・国際競技大会視察の委員派遣を行う。
- ・国際競技大会と国内競技大会の標準化を図る。
- ・国際競技大会の日本開催の企画・設計・準備を行う。

平成28年度 事業計画(案)

一般社団法人 全日本テコンドー協会

【 強化委員会事業計画 】

◀ 競技力向上事業 ▶

< 国際大会派遣 >

No.	大会名	開催期間	派遣期間	開催地
1	リオ五輪テストイベント(ナショナル)	平成28年2月20～21日	平成28年2月16日～24日	ブラジル
2	リオ五輪アジア大陸予選大会(ナショナル)	平成28年4月16日・17日	平成28年4月13日～18日	フィリピン
3	アジアテコンドー選手権大会(ナショナル)	平成28年4月19日・20日	平成28年4月15日～21日	フィリピン
4	アジアテコンドー選手権大会(プムセ)	平成28年4月18日	平成28年4月16日～19日	フィリピン
5	韓国国際オープン選手権大会(シニア)	平成28年6月30日～7月5日	平成28年6月28日～7月6日	韓国
6	韓国国際オープン選手権大会(ジュニア・カデット)	平成28年6月30日～7月5日	平成28年6月28日～7月6日	韓国
7	韓国国際オープン選手権大会(プムセ)	平成28年6月30日～7月5日	平成28年6月28日～7月4日	韓国
8	第6回国際ロシアオープン大会(シニア・プムセ)	未定	平成28年9月	ロシア(予定)
9	第6回国際ロシアオープン大会(ジュニア)	未定	平成28年9月	ロシア(予定)
10	2016WTF世界ジュニア選手権大会	平成28年11月16日～20日	平成28年11月13日～22日	カナダ

< 海外合宿 >

No.	合宿名	合宿期間	開催地
1	アジア大陸予選事前強化合宿(ナショナル)	平成28年2月25日～3月5日	タイ
2	アジア大陸予選事前強化合宿(ジュニア)	平成28年2月25日～3月5日	タイ
3	第1回海外合宿(ナショナル)	平成28年5月14日～28日	韓国
4	第2回海外合宿(ナショナル)	平成28年6月10日～25日	オランダ(予定)
5	リオ五輪出場者海外合宿	平成28年7月10日～30日	韓国
6	第3回海外合宿(シニア・プムセ)	平成28年8月5日～12日	韓国
7	第4回海外合宿(ジュニア)	平成28年8月5日～12日	韓国

< 国内合宿 >

No.	合宿名	合宿期間	開催地
1	リオ五輪テストイベント調整・アジア大陸選手強化合宿	平成28年2月8日～15日	国内(NTC)
2	リオ・アジア予選強化合宿	平成28年3月15日～22日	国内(大阪)
3	ジュニア・カデット春季強化合宿	平成28年3月22日～26日	国内(岐阜)
4	アジア大陸予選大会及びアジアテコンドー選手権大会強化合宿	平成28年3月24日～31日	国内(NTC)
5	リオ五輪アジア大陸予選大会調整合宿	平成28年4月9日～14日	国内
6	アジアテコンドー選手権大会事前合宿	平成28年4月12日～14日	国内
7	リオ五輪出場者国内合宿	平成28年6月30日～7月6日	国内(NTC)
8	ジュニア・カデット夏季強化合宿	平成28年8月26日～29日	国内(NTC)
9	第1回国内強化合宿(シニア)	平成28年12月24日～28日	国内(NTC)

【 競技委員会事業計画 】

＜ 国内大会事業 ＞

No.	大会名	開催日時	開催場所
1	全日本ジュニア西日本予選大会	平成28年5月15日(日)	兵庫・兵庫県立武道館
2	全日本ジュニア東日本予選大会	平成28年5月29日(日)	山梨・山梨市民総合体育館
3	全日本プムセ選手権大会	平成28年6月18日(日)	滋賀・滋賀県立武道館
4	全日本ジュニア選手権大会	平成28年7月31日(日)	長野・松本市総合体育館
5	全日本学生選手権大会	平成28年9月4日(日)	岐阜・かんぼの宿体育館
6	全日本選手権西日本地区大会	平成28年10月未定	滋賀県・未定
7	全日本選手権東日本地区大会	平成28年10月23日(日)	愛知・岡崎市総合体育館

【 審判委員会事業計画 】

No.	講習会	開催日時	開催場所
1	第9回 関西ブロックC級審判員ライセンス講習会 第9回 関西ライセンス保持者教育講習会	平成28年8月21日(日)予定	大阪府予定
2	第8回 九州ブロックC級審判員ライセンス講習会 第8回 国内ライセンス保持者教育講習会	平成28年9月11日(日)予定	大分県
3	第15回 国内公式審判員A級・B級教育講習会 第15回 国内公式審判員A級・B級ライセンス講習会	平成28年9月予定	NTC
4	第9回 九州ブロックC級審判員ライセンス講習会 第9回 国内ライセンス保持者教育講習会	平成28年10月30日(日)予定	熊本県
5	第8回 東海ブロックC級審判員ライセンス講習会 第8回 国内ライセンス保持者教育講習会	平成28年11月6日(日)予定	愛知県予定
6	第7回 東北ブロックC級審判員ライセンス講習会 国内ライセンス保持者教育講習会	平成28年11月6日(日)又は 平成28年11月13日(日)予定	宮城県
7	第7回 関東ブロックC級審判員ライセンス講習会 第7回 国内ライセンス保持者教育講習会	平成28年11月23日(水)予定	千葉県予定

【 パラ委員会事業計画 】

＜ 国際大会・講習会派遣 ＞

No.	大会名	開催期間	派遣期間	開催地
1	第2回 アジアパラテコンドー選手権大会	平成28年4月18日	平成28年4月16日～19日	フィリピン
2	第5回 ヨーロッパテコンドー選手権大会	平成28年9月17日～18日	平成28年9月15日～18日	ポーランド
3	第4回 パンアメリカンパラテコンドー選手権大会	平成28年9月 未定	平成28年10月1日～5日	メキシコ
4	WTFクラシファイヤー養成講座		平成28年10月1日～5日	メキシコ

※赤字： 帰国日は大会終了後、
時差の関係により、19日現地発
⇒日本着は20日となる

＜ 国内合宿 ＞

No.	合宿名	合宿期間	開催地
1	第1回 強化合宿	平成28年1月20日～22日	NTC
2	第2回 強化合宿	平成28年3月24日～27日	NTC
3	第2回 アジアテコンドー選手権大会代表合宿	平成28年4月4日～6日	千葉市
4	夏季強化合宿	平成28年8月26日～29日	岐阜県

平成28年度
収支予算書(案)

平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1
一般社団法人 全日本テコンドー協会



収支予算書(案)

平成28年1月1日 ~ 平成28年12月31日

一般会計

科 目	予 算	前年度予算額	増 減
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	0	5,000	-5,000
入会金収入	0	0	0
会費収入	9,422,000	8,496,000	926,000
正会員会費収入	1,648,000	744,000	904,000
準加盟会費収入	113,000	120,000	-7,000
理事会費収入	490,000	600,000	-110,000
加盟負担金収入	1,500,000	1,440,000	60,000
個人登録料収入	5,000,000	4,640,000	360,000
準加盟個人登録料収入	60,000	352,000	-292,000
審判員登録料収入	611,000	600,000	11,000
事業収入	28,900,000	25,255,000	3,645,000
受取会費収入	19,000,000	17,204,000	1,796,000
講習会費収入	1,500,000	420,000	1,080,000
昇段申請料収入	4,800,000	5,412,000	-612,000
グローバル申請料収入	1,000,000	252,000	748,000
普及会申請料収入		0	0
段位取得認定料収入	300,000	200,000	100,000
審判認定料収入	400,000	467,000	-67,000
広告掲載料収入	1,900,000	1,300,000	600,000
国内大会(9件)	11,380,000		11,380,000
寄付金収入	33,339,247	5,000,000	28,339,247
寄付金収入	30,300,000	4,500,000	25,800,000
協賛金収入	3,039,247	500,000	2,539,247
交付金収入	93,139,000	6,300,000	86,839,000
JOC交付金収入	80,213,000	4,300,000	75,913,000
スポーツ振興交付金収入	3,691,000	1,409,000	2,282,000
JPC交付金収入	6,355,000	2,000,000	4,355,000
日本財団交付金収入	2,880,000	0	2,880,000
雑収入	1,510,000	165,000	1,345,000
受取利息収入	10,000	15,000	-5,000
雑収入	1,500,000	150,000	1,350,000
事業活動収入計	166,310,247	45,221,000	121,089,247
2. 事業活動支出			0
<事業費支出>	10,420,000	8,480,000	1,940,000
大会開催支出(9件)	10,420,000	8,480,000	1,940,000
<JOC競技力向上事業>	80,213,000	3,020,000	77,193,000
強化合宿事業	21,213,000	2,660,000	18,553,000
国際大会派遣事業	19,400,000	700,000	18,700,000
ジュニアターゲット育成	29,400,000	650,000	28,750,000

専任コーチ事業	7,200,000	950,000	6,250,000
コーチ力強化事業	3,000,000	500,000	2,500,000
<スポーツ振興交付金事業>	410,760	157,350	253,410
<JPC事業>	6,355,000	5,560,000	795,000
<普及・育成・研修事業>	200,000	250,000	-50,000
交通費・日当	200,000	250,000	-50,000
<強化対策費支出>	3,400,000	3,316,000	84,000
支払負担金支出	0	0	0
渡航費支出	2,000,000	2,300,000	-300,000
交通費支出	500,000	140,000	360,000
宿泊費支出	900,000	876,000	24,000
<一般事業支出>	5,720,000	5,238,365	481,635
渡航費支出	1,000,000	1,329,000	-329,000
宿泊費支出	350,000	350,000	0
交通費支出	800,000	100,000	700,000
通信運搬費支出	70,000	49,365	20,635
昇級事業費支出	2,600,000	2,600,000	0
委託費支出	300,000	260,000	40,000
審判講習会経費	300,000	250,000	50,000
登録関連経費	300,000	300,000	0
<管理費支出>	22,900,000	18,280,000	4,620,000
人件費支出	14,400,000	12,530,000	1,870,000
事務諸支出	8,500,000	5,750,000	2,750,000
<繰越金支出>	36,691,487	9,556,635	27,134,852
その他の事業活動費	36,691,487	0	36,691,487
事業活動支出計	166,310,247	53,858,350	112,451,897
Ⅱ. 投資活動収支の部			0
1. 投資活動収入			0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			0
投資活動支出	0	0	0
投資活動支出差額	0	0	0
Ⅲ. 財務活動収支の部			0
1. 財務活動収入			0
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			0
財務活動支出	0	0	0
財務活動支出差額	0	0	0
当期支出差額	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0



収支予算書(案)

平成28年1月1日 ~ 平成28年12月31日

補助金事業会計

科 目	予 算	前年度予算額	増 減
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入	0	0	
負担金収入	0	0	
その他の負担金収入	0	0	
交付金収入	80,213,000	66,580,000	13,633,000
JOC交付金収入	80,213,000	66,580,000	13,633,000
繰越金収入	9,441,000	9,500,000	-59,000
事業活動収入計	89,654,000	76,080,000	13,574,000
2. 事業活動支出			0
<事業費支出>			0
強化合宿事業費支出	21,213,000	8,011,000	13,202,000
国内強化合宿費支出	8,313,000	3,260,000	5,053,000
海外強化合宿費支出	12,900,000	4,751,000	8,149,000
国際大会派遣事業費支出	19,400,000	20,489,600	-1,089,600
リオ五輪テストイベント(ナショナル)	1,900,000	0	1,900,000
リオ五輪アジア大陸予選大会(ナショナル)	1,400,000	0	1,400,000
アジアテコンドー選手権大会(ナショナル)	2,800,000	0	2,800,000
アジアテコンドー選手権大会(プムセ)	1,000,000	0	1,000,000
コリア国際オープン選手権大会(シニア)	3,900,000	0	3,900,000
コリア国際オープン選手権大会(プムセ)	1,500,000	0	1,500,000
第6回国際ロシアオープン大会(シニア・プムセ)	6,900,000	0	6,900,000
ジュニアターゲット育成支出	29,400,000	16,890,000	12,510,000
国内強化合宿費支出	3,400,000	4,010,000	-610,000
海外強化合宿費支出	5,800,000	1,070,000	4,730,000
国際大会派遣事業費支出	20,200,000	11,810,000	8,390,000
コリア国際オープン選手権大会(ジュニア・カデット)	7,000,000	0	7,000,000
第6回国際ロシアオープン大会(ジュニア)	5,400,000	0	5,400,000
2016WTF世界ジュニア選手権大会	7,800,000	0	7,800,000
専任コーチ設置支出	7,200,000	3,600,000	3,600,000
ジュニア担当	3,600,000	0	3,600,000
情報・科学	3,600,000	3,600,000	0
コーチ力強化	3,000,000	0	3,000,000
事業活動支出計	80,213,000	48,990,600	31,222,400
事業活動収支差額	9,441,000	27,089,400	-17,648,400
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	
投資活動収支差額	0	0	
III. 財務活動収支の部			

1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	
2. 財務活動支出			
財務活動支出	0	0	
財務活動収支差額	0	0	
当期収支差額	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	

収支予算書(案)

平成28年1月1日 ~ 平成28年12月31日



スポーツ振興事業会計

科 目	予 算	前年度予算額	増 減
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入	0	0	
負担金収入	0	0	
その他の負担金収入	0	0	
交付金収入	3,691,000	1,409,715	2,281,285
スポーツ振興交付金収入	3,691,000	1,409,715	2,281,285
繰越金収入			0
事業活動収入計	3,691,000	1,409,715	2,281,285
2. 事業活動支出			
<事業費支出>			
ドーピング検査支出	4,101,760	1,566,350	2,535,410
雑 費	0	0	0
委託費	0	0	0
事業活動支出計	4,101,760	1,566,350	2,535,410
事業活動収支差額	-410,760	0	-410,760
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	
投資活動収支差額	0	0	
III. 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	
2. 財務活動支出			
財務活動支出	0	0	
財務活動収支差額	0	0	
当期収支差額	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	



収支予算書(案)

平成28年1月1日 ~ 平成28年12月31日

JPC競技力向上事業

科 目	予 算	前年度予算額	増 減
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入	0	0	
負担金収入	0	0	
その他の負担金収入	0	0	
JPC交付金収入	6,355,000	5,560,000	795,000
繰越金収入			0
事業活動収入計	6,355,000	5,560,000	795,000
2. 事業活動支出			
<事業費支出>			
強化合宿事業支出	1,321,000	1,091,000	230,000
国内強化合宿費支出	1,321,000	1,091,000	230,000
海外強化合宿費支出	0	0	0
海外大会派遣事業費支出	4,634,000	1,539,000	3,095,000
第2回アジアパラテコンドー選手権大会	840,000	355,000	485,000
第5回ヨーロッパパラテコンドー選手権大会	1,074,000		1,074,000
第4回パンアメリカンパラテコンドー選手権大会	820,000		820,000
WTFクラシファイヤー養成講座	1,900,000		1,900,000
体制整備事業(会議等)	400,000	2,930,000	-2,530,000
雑 費	0	0	0
委託費	0	0	0
事業活動支出計	6,355,000	5,560,000	795,000
事業活動収支差額	0	0	0
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	
投資活動収支差額	0	0	
III. 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	
2. 財務活動支出			
財務活動支出	0	0	
財務活動収支差額	0	0	
当期収支差額	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	

一般社団法人全日本テコンドー協会 倫理規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、当法人の社会的使命と役割を自覚し、当法人の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、当法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、会員、役員、名誉会長等、職員及び各専門委員会及び特別委員会委員（以下「役職員等」という。）であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- （1） 会員とは、定款第5条に規定する会員（個人会員）、正会員、賛助会員、名誉会員をいう。
- （2） 役員とは、定款第26条に規定する理事及び監事をいう。
- （3） 名誉会長等とは、定款第32条の2に規定する名誉会長、顧問をいう。
- （4） 職員とは、定款39条に規定する事務局職員をいう。
- （5） 専門委員会及び特別委員会とは、定款第38条に規定する委員長及び委員をいう。

（基本的責務）

第3条 当法人の役職員等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

（禁止される行為）

第4条 役職員等は、次の行為を行ってはならない。

- （1） 暴力、セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメント
- （2） 差別
- （3） 前2号に定めるほか名誉毀損又はプライバシー侵害など人権侵害行為
- （4） ドーピングその他禁止薬物の使用
- （5） 違法な賭博若しくは八百長又はこれらに何らかの形で関与すること
- （6） 職務やその地位を利用して自己の利益を図ること、又はこれを斡旋若しくは強要すること
- （7） 前3号に定めるほかスポーツ・インテグリティ（スポーツの高潔性）を害する

行為

- (8) 補助金、助成金等の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計の慣行及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づかない不適切な経理処理
- (9) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持つこと
- (10) 前各号に定めるほか当法人の定款若しくは諸規程又は法令に違反する行為

(違反による処分等)

第5条 役職員等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、コンプライアンス委員会は直ちに調査を開始し、調査結果を賞罰委員会に報告する。

- 2 前項の調査の結果、当該役職員等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、当法人賞罰規程に基づき、相当の処分をするものとする。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 役職員等は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 役職員等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、補助金等交付団体、寄付者、納税者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 役職員等は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 役職員等は、当法人の事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(その他)

第10条 当法人の加盟団体又は準加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは当法人の加盟団体又は準加盟団体として不適当と認められるときの処分については、当法人加盟団体規程又は準加盟団体規程に定める。

附則〔平成28年3月19日制定〕

この規程は、平成28年3月19日から施行する。



一般社団法人全日本テコンドー協会
暴力行為・不正行為等のコンプライアンス相談窓口の設置に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）に相談窓口を設置し、もって、スポーツの場における暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他の組織又は個人的な不正行為等の早期発見と是正、再発の防止に努めることを目的とする。

（体制・担当）

第2条 当法人は、次のとおり相談窓口を設置する（以下単に「相談窓口」という。）。

名 称：コンプライアンス相談窓口

住 所：〒107-0052

東京都港区赤坂1丁目3番6号 赤坂グレースビル7階
虎ノ門協同法律事務所内

電話番号：03-5797-7163

（電話対応時間：火曜日～木曜日 13時～16時）

E m a i l: soudan@ajta.or.jp

2 相談窓口は当法人コンプライアンス委員会の下に置き、その事務はコンプライアンス委員長が所掌する。

（相談内容及び利用者の範囲）

第3条 相談窓口は、倫理規程第4条違反又はその疑いに関する相談（スポーツ仲裁又は裁判等で係争中のものは除く。）を受け付けることができる。

2 相談窓口では、前項に定める範囲外の相談及び明らかに個人の職務外の行為、私怨、誹謗中傷若しくは不平不満に該当すると認められる相談には対応しない。

3 相談窓口を利用できる者（以下「利用者」という。）の範囲は、当法人の役員、会員、加盟団体及び準加盟団体の役職員とする。

（相談の実施）

第4条 利用者は、第2条第1項記載の電話若しくは電子メール又は当法人のWEB ページ上の受付を利用して相談窓口連絡を取ることができる。

2 前項の利用方法は、相談窓口の連絡先を当法人ホームページ等に掲載する等し、利用者に周知徹底を図るものとする。

3 相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮のうえ、利用者の氏名、連絡先、相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう配慮して相談を進める旨を説明する。

4 利用者は、相談内容に係る事実について、利用者の氏名及び行為等の事実を

明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努める。

- 5 匿名での相談は受け付けないものとする。
- 6 当法人は、利用者の保護のため、相談窓口を独立性のある機関として設置するものであり、次条の事実調査の対象となる相談を除き、相談窓口が受け付けた相談内容の詳細について報告を求めないものとする。ただし、四半期ごとに、相談窓口で受け付けた相談件数の報告を求めることができる。

(調査手続き)

第5条 利用者が希望する場合、又は相談窓口において事実調査の必要があると思料する場合、相談窓口は、当該利用者当該利用者が被害者等当事者でない場合は当事者の同意を含む。)の同意を得て、相談窓口からコンプライアンス委員会に付託して事実調査を行う。ただし、当該相談が当法人の組織運営もしくは財務に関わる問題である場合、利用者の同意を得ずに、コンプライアンス委員会に事実調査を付託することができる。

- 2 コンプライアンス委員会は、相談窓口から前項の付託を受けた後遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で事実調査を行う。
- 3 コンプライアンス委員会は、必要に応じて当法人事務局、その他専門委員会、加盟団体又は準加盟団体に事実調査の支援を要請することができる。
- 4 事実調査に関与する者は、コンプライアンス委員会と協力・連携して対応するものとする。
- 5 当法人は、相談者の連絡先が確保できないこと等によって、本規程に定める事実調査、その他の責務を遂げることにより著しい支障を来す場合にはその責務を免除されるものとする。
- 6 コンプライアンス委員会は、事案の内容に応じて、適宜、コンプライアンス委員会を開催し、調査方針、事実調査担当者等を決定するなど対応するものとする。

(情報等の保護)

第6条 相談窓口及び事実調査に関与する者は、正当な理由なく、相談の内容、利用者の個人情報及び事実調査の過程で知り得た事実等、相談窓口及び事実調査に関与することによって得た一切の内容を漏洩若しくは開示してはならない。

- 2 当法人、加盟団体及び準加盟団体は、利用者が相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(相談窓口設置等にかかる費用等)

第7条 相談窓口設置等にかかる費用については、別途、当法人と相談窓口設置者との間での契約の定めによる。

- 2 相談窓口から付託を受けた案件についてのコンプライアンス委員会での調査にかかる費用については、謝金規程の定めによる。



(補則)

第8条 その他相談窓口について必要な事項は、コンプライアンス委員会で定める。

附則 [平成28年3月19日制定]

この規程は、平成28年3月19日から施行する。



一般社団法人全日本テコンドー協会 理事会 御中



平成 28 年度 事業計画書

作成日：平成 28 年 3 月 ● 日

部門名：コンプライアンス委員会

責任者：委員長 大橋 卓生

事業①	
事業名称	コンプライアンス相談窓口
事業概要	当法人の役職員、会員等を対象に、暴力行為・不正行為等の早期発見と是正、再発防止を目的とした相談窓口をコンプライアンス委員会内に設置する。相談窓口は、虎ノ門協同法律事務所内（東京都港区赤坂1丁目3番6号赤坂グレースビル7階）に設置し、電話、メール又は当法人HPから相談を受け付け、相談窓口での受付・聴取業務を行う。相談窓口での聴取結果、相談者が希望する場合や相談窓口で事実調査が必要な場合には相談者の同意（相談者と当事者が異なる場合には当事者の同意）を得て、コンプライアンス委員会に当該案件を付託し、コンプライアンス委員会にて事実調査を行う。
必要人員	1人
予算要求	予算要求①のとおり。電話受付対応、聴取業務の人件費、電話設置費用を含む。また、相談窓口から事実調査の付託を受けたコンプライアンス委員会の会議費用も含む。

事業②	
事業名称	
事業概要	
必要人員	
予算要求	予算要求のとおり

以上

業務委託契約書（案）

一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「甲」という。）と、虎ノ門協同法律事務所弁護士大橋卓生（以下「乙」という。）とは、甲が乙に委託する業務に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（業務委託）

甲は、甲が統括するテコンドー競技からの暴力行為等の根絶及び甲のグッド・ガバナンスの構築を目的として、甲が平成28年3月●日に制定した倫理規程第4条違反若しくはその疑いに関する相談窓口（以下「本相談窓口」という。）を設置することとし、相談窓口における相談業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（本件業務の実施）

- 1 乙は甲に対し、甲が本相談窓口として次のとおり告知をすることを許諾する。

《コンプライアンス相談窓口》

〒107-0052

東京都港区赤坂1丁目3番6号 赤坂グレースビル7階

虎ノ門協同法律事務所内

電話番号：03-5797-7163

- 2 乙は、次の方法で本相談窓口における相談を受け付ける。

(1) 電話対応

前項記載の電話番号を使用する。ただし、電話対応は、毎週火曜日から木曜日の午後1時から4時までの間に限る。

(2) E m a i l

甲が提供する次のアドレスを使用する。

soudan@ajta.or.jp ※取得予定

(3) 甲のWEB上の問い合わせフォーム

甲がそのWEBサイト上で提供するメール問い合わせフォームを使用する。

- 3 乙は、前項に定めるほか、甲が平成28年3月●日に制定した暴力行為・不正行為等のコンプライアンス相談窓口の設置に関する規程（以下「相談窓口規程」という。）に従って、本件業務を遂行する。

第3条（本件業務の報告）

- 1 本相談窓口の利用者が事実調査を希望する場合又は乙において事実調査の必要があると思料する場合、乙は、当該利用者（当該利用者が被害者本人でない場合は被害者本人を含む。）の同意を得て、速やかに、甲の定める書式に従って、当該相談にかかる事実関係を甲のコンプライアンス委員会に報告し、事実調査を付託する。ただし、当該相談が甲の組織運営もしくは財務に関わる問題である場合、利用者の同意を得ずに、コンプライアンス委員会に事実調査を付託することができる。
- 2 前項の場合を除き、乙は甲のコンプライアンス委員会に対し、四半期ごとに、甲の定める書式に従って、本件業務により受け付けた相談件数を報告する。
- 3 甲は、乙に対し、第1項の場合を除き、相談内容の詳細について報告を求めることはできない。

第4条（業務委託料）

- 1 甲は乙に対し、毎月末日限り、本件業務の委託料として月額5万円（税別）を乙の指定する銀行口座に振込送金して支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 2 連続する四半期の相談数の平均が5件を下回る場合、もしくは10件を超える場合、甲と乙は協議のうえ前項の本件業務委託料を改定することができる。ただし、下限を月額2万5000円（税別）とし、上限を10万円（税別）とする。

第5条（費用）

本件業務に要する費用は、第2条第2項(2)号(3)号を除き、乙の負担とする。

第6条（秘密保持義務）

- 1 乙は、本件業務の遂行に関して知りえた一切の情報（以下「秘密情報」という。）を甲の事前の承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 2 本条の義務は本契約の期間終了後も有効とする。

第7条（契約の解除）



- 1 甲及び乙は、相手方が本契約に違反したときは、相当の期間を定めた催告をし、催告期間が終了しても違反が是正されない場合、本契約を解除できるものとする。
- 2 甲及び乙は、相手方に次の各号いずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - ①営業停止、営業許可の取消し等の処分を受けたとき
 - ②破産開始手続、民事再生開始手続、会社更生開始手続の申立てがあったとき
 - ③差押え、仮差押え、仮処分等の強制執行、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ④支払停止、又は支払い不能に陥ったとき、若しくは手形が不渡りとなったとき
 - ⑤解散、合併又は営業の全部、重要な一部の譲渡を決議したとき
- 3 前二項の定めにより本契約が解除された場合、解除により損害賠償の請求を妨げないものとする。

第8条（契約期間）

本契約の契約期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合、本契約は、同一条件でさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第9条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 月 日



甲

乙



一般社団法人 全日本テコンドー協会 謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）が支払う謝金に関して必要な事項を定める。

(謝金の計算の方法)

第2条 謝金は、労務の内容及び労務の提供者の区分に応じ、それぞれ別表に定める単位及び基準単価に基づいて計算するものとする。

(交通費等の実費相当額の支払い)

第3条 謝金の対象者には、謝金に加えて、交通費、宿泊費等の実費相当額を支払う。

(謝金の支払い方法)

第4条 謝金は、法令の定めるところにより税金等を控除して支払う。

(雑則)

第5条 前条までに定めるもののほか、謝金の取扱いに関して必要な事項は、会長の承認を得て、事務局が定める。

附則〔平成27年1月14日制定〕

平成27年1月14日の平成26年度第7回理事会において承認されたこの規程は、同日から施行する。

附則〔平成27年2月7日改正〕

- 1 平成27年2月7日の平成26年度第5回総会において承認された別表の改正は、同日から施行する。
- 2 平成27年2月7日の平成26年度第5回総会において承認された別表は、平成27年1月14日以後に行う労務の提供に適用し、同日前に行った労務の提供に関しては、なお従前の例による。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認された別表の「労務の内容」欄の「競技会、講習会等の実技指導・助言」の「基準単価」欄の金額を15,000円とする改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する改正は、平成27年1月14日以後に行う競技会、講習会等の実技指導・助言に適用し、同日前に行った当該実技指導・助言に関しては、

なお従前の例による。

附則〔平成28年3月19日改正〕

- 1 平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された別表の「労務の内容」欄の「コンプライアンス相談窓口から付託された案件におけるコンプライアンス委員会会議の出席」の改正は、同日から施行する。

(別表)

謝金の計算の基準等

労務の内容		労務の提供者	単 位	基準単価
選手強化活動 (移動日を除く。)		強化コーチ・スタッフ	日	5,000円
		スポーツドクター・トレーナー・管理栄養士	日	10,000円
		支援スタッフ(通訳等)	日	5,000円
競技会、講習会等の運営 (移動日を除く。)		大会等運営役員・スタッフ・審判員	日	5,000円
		大会等運営支援スタッフ(補助員)	日	2,000円
		医師	日	30,000円
		看護師	日	10,000円
競技会、講習会等の実技指導・助言		スポーツ指導者、審判員、スポーツトレーナー等	日	15,000円
講演(専門的テーマ等による講和)		講演者	回	20,000円
講義(資料を使用して行う解説等)		講師	回	20,000円
発表		発表者・パネリスト	回	15,000円
司会		アナウンサー(専門的能力を有する者)	回	20,000円
通訳	国際会議	通訳者(専門的能力を有する者) ※ ボランティアは、スタッフ謝金	日	100,000円
	その他		日	30,000円
筆耕		表彰状等	日	5,000円
翻訳	外国語→日本語	翻訳者	枚(400字相当)	3,000円
	日本語→外国語		枚(200ワード相当)	3,000円



コンプライアンス相談窓口から付託された案件におけるコンプライアンス委員会会議の出席	委員	日	5,000 円
---	----	---	---------



平成 28 年 1 月 7 日

業 務 報 告 書

一般社団法人全日本テコンドー協会
会長 金原 昇 様

公益財団法人日本オリンピック委員会
NF 総合支援センター

我々は、「予防型監査要領」第 13 条に基づき、一般社団法人全日本テコンドー協会が選手強化 NF 事業に係る補助金・助成金等の申請のための適切な体制を整備・運用しているかについて、予防型監査チェックリストに基づき業務を実施したことを報告します。

記

1. 業務実施の概要

【対象加盟団体名】 一般社団法人全日本テコンドー協会
【実施日】 平成 27 年 11 月 20 日
【業務実施担当者】 松本 理恵子

2. 業務実施結果

【改善すべき点の有無】 無

【改善すべき点】

- 平成 27 年収支予算書は作成されているが、4 月から 3 月の予算であり、NF の決算期と不一致である。
当該予算は JOC の補助金交付決定に伴う補正が行われておらず、実績との管理も行われていない。
また、中期経営計画の策定及び理事会での承認が行われていない。
- 経理担当者が 7 月に入所後、会計入力が進んでおらず、適時の会計入力及び月次決算が行われていないため、月次決算を理事会へ報告し、承認を受けるという体制が構築されていない。



3. 平成 26 年 6 月に公益返上をしたため、会計の勘定を一般、特別に区分することなく 1 本で会計処理を行っている。
4. 預金口座を事業別に区分しているが、JOC 口座の資金不足から JOC 事業経費を一般口座から支出している。当該、一般口座の資金は会長、理事からの借入金が含まれているが、正式な借用証が取り交わされていない。
5. 謝金の相手方に労務の依頼、承諾書の入手が行われていない。
6. JOC 事業経費にかかる 100 万円以上の取引（例えば、海外渡航費等）について、契約書が締結されていない。
7. NF の HP に開示すべき情報、例えば、協会の組織、規程集、事業予算、決算報告、不正への対応、アンチ・ドーピング対応その他の情報が掲載されていない。

【改善案】

1. 平成 27 年収支予算について、JOC の補助金交付決定を受けた補正を行い、実績との管理を行うこと。平成 28 年度以降は、NF の会計年度に合致した予算を作成し、実績との管理を行うこと。
中期経営計画を策定し、理事会で承認を得て、HP 等で開示すること。
2. 適切なタイミングで会計入力及び月次決算を行い、予算との比較のうえで理事会に報告し、承認を得ること。
3. 会計を一般、JOC、JSC、その他必要に応じて区分し、管理すること。
4. JOC の経費は一般口座から資金振替のうえで JOC 口座から支出するよう区分すること。
また、会長・理事からの借入金については正式な借用証を取り交わすこと。
5. 謝金の相手方への労務依頼書を作成し、承諾書を入手すること。
6. JOC 事業経費にかかる 100 万円以上の取引について、契約書を締結すること。
7. NF の HP に開示すべき情報、例えば、協会の組織、規程集、事業予算、決算報告、不正への対応、アンチ・ドーピング対応その他の情報を掲載すること。





【改善期日】

改善案	改善期日
1. 平成 27 年収支予算の補正と実績との管理	平成 28 年 3 月
1. 決算期に対応した予算書の作成、中期経営計画の策定と理事会での承認、HP 等での開示	平成 28 年 6 月
2、4、5、6、7	平成 28 年 3 月
3	平成 28 年 6 月

写) 本報告書及びチェックリスト

NF 総合支援センター センター長 平岡英介様

以上



平成 年 月 日

公益財団法人日本オリンピック委員会
 NF総合支援センター
 センター長 平岡 英介 殿



平成27年度「選手の育成及び強化に関する業務監査」改善報告書

法人名
 代表者名

平成27年12月8日に実施した「平成27年度選手の育成及び強化に関する業務監査」における指摘事項について、以下のとおり是正及び改善処置を実施したため報告します。

項	1 / 6	指摘区分	要改善	監査者	NF総合支援センター室 高橋睦雄
<p><指摘事項></p> <p>補助金・助成金申請書業務及び決算業務は平成27年4月から従事されている事務局長と経理担当（非常勤）の2名で対応しているが、専門知識の不足から平成27年4月から11月まで10件以上実施している国内外大会に係わる補助金・助成金申請書が1件も作成・申請されていない。</p> <p>経理に特化した職員及び委託先の確保または教育・訓練による実施担当者の力量向上など、補助金・助成金申請書業務及び決算業務を適切に行うための体制整備について改善を求める。</p>					
<p><改善の報告> 改善に3カ月以上要する場合には改善計画を記載して下さい。</p>					



項	2 / 6	指摘区分	要改善	監査者	NF総合支援センター室 高橋陸雄
<p><指摘事項></p> <p>業務実施手順及び事務局の職務分掌については、「業務フローチャート」の作成により明確化しつつあるが、理事及び職員による業務の適正性を確保するための責任と権限が一部不明確である。協会組織の職務分掌及び責任・権限について文書化し、役職員へ周知されるよう改善を求める。</p>					
<p><改善の報告> <u>改善に3カ月以上要する場合には改善計画を記載して下さい。</u></p>					

項	3 / 6	指摘区分	要改善	監査者	NF総合支援センター室 高橋陸雄
<p><指摘事項></p> <p>平成27年12月8日の理事会・総会において国際委員会及びパラリンピック委員会（仮称）の設置が承認されているが、当該委員会の規程が整備されていない。</p> <p>上記委員会に係わる設置目的、委員の体制、活動内容等を明確にした規程を速やかに整備し、効果的な委員会活動となるよう改善を求める。</p>					
<p><改善の報告> <u>改善に3カ月以上要する場合には改善計画を記載して下さい。</u></p>					

項	4 / 6	指摘区分	要改善	監査者	NF総合支援センター室 高橋睦雄
<p><指摘事項></p> <p>総務委員会、普及委員会、競技委員会、組織改革委員会、医・科学委員会、環境委員会、加盟団体審査委員会の各委員会規程は理事会によって承認されているが、当該規定に基づく活動が確認できない。</p> <p>上記の各委員会が計画通り活動され、事業活動の実施状況または重要な情報が理事層及び適切な管理者に確実に伝達されるよう改善を求める。</p>					
<p><改善の報告> <u>改善に3カ月以上要する場合には改善計画を記載して下さい。</u></p>					

2019

項	5 / 6	指摘区分	要改善	監査者	NF総合支援センター室 高橋睦雄
<p>個人情報の管理について、個人情報保護方針及び個人情報保護規程が整備され、ID及びパスワードにより電子情報による個人情報は適切に管理されていることを確認した。一方、「審判の登録申請書」及び「グローバルライセンス申請書」については第三者から見える場所に保管されており情報漏洩リスクが高いことから、書類により保管される個人情報の管理方法について改善を求める。</p>					
<p><改善の報告> <u>改善に3カ月以上要する場合には改善計画を記載して下さい。</u></p>					

2019

項	6 / 6	指摘区分	要改善	監査者	NF総合支援センター室 高橋睦雄
<p><指摘事項></p> <p>強化選手の選考について、全日本選手権の優勝者を強化指定選手として推薦する手順を原則としているが、一部に例外を適用するケースがあることを確認した。選考業務の更なる公平性・透明性を確保するため、JOC及びNF強化指定選手の推薦手順及び基準の文書化について改善を求める。</p>					
<p><改善の報告> <u>改善に3カ月以上要する場合には改善計画を記載して下さい。</u></p>					



平成28年3月19日

一般財団法人全日本テコンドー協会 御中

提案者 常務理事 阿部海将

提 案 書

強化委員及び強化委員長の推薦について

第1 提案の趣旨

- 1 強化委員会の委員として会長金原昇氏を推薦する。
- 2 1が認められることを条件に、強化委員会の委員長として会長金原昇氏を推薦する。

第2 提案の理由

阪口強化委員長より当協会に対し、平成27年11月14日付けで、平成27年12月20日をもって強化委員長を辞任したい旨の辞任願いが提出されていましたが、すぐに後任者がみつからなかったことから、同氏の辞任願い保留しておりました。

リオ五輪及びその予選であるアジア選手権大会を間近に控えており、辞任の意思を表明した阪口氏を委員長の座に据えておくのは得策でないと考え、強いリーダーシップでこの難局を乗り越えられる人材としては、金原会長をおいてほかに見当たりません。

会長自らが強化委員長兼ねることは異例のことではありますが、リオ五輪までと期限を区切り、かつ若い人材を育成することを条件としてお願いしたところ、快諾を得ました。

外部理事の方々におかれましても、上記の条件であれば、金原会長が強化委員となり、強化委員長となることに異議はない旨のご意見をいただきましたので、上記のとおり推薦する次第です。

以 上

平成28年3月19日

一般財団法人全日本テコンドー協会 御中

提案者 常務理事 石井直人

提 案 書

医・科学委員会の委員の推薦について

第1 提案の趣旨

医・科学委員会の委員として理事大橋卓生氏を推薦する。

第2 提案の理由

当協会において、平成28年度のドーピング検査推進事業を行うにあたり、スポーツ振興くじ助成金を申請しているところ、アンチ・ドーピング活動書類の提出が求められており、具体的には、研修活動の開催や啓発活動等を実施していくなど、アンチ・ドーピング活動を強化していく必要があります。

現在、医・科学委員会には、医師及びトレーナーの委員が所属しておりますが、法律家がないため、アンチ・ドーピングに関する法律に詳しい弁護士を委員として加え、上記活動強化を図りたいと考えています。

以上の次第ですので、上記のとおり推薦いたします。

以 上

② 書面決議

全員の同意があれば書面（メール）による決議も可

(6) その他

必要がある場合、他の専門委員会や理事等に協力を求めることができる。

(7) 特別委員会規程の作成

理事会にて特別委員会の設置が決議された後、速やかにコンプライアンス委員会にて規程案を作成し、理事会に上程する。

以 上

平成28年3月19日

一般財団法人全日本テコンドー協会 御中

提案者 常務理事 阿部 海 将

提案者 理 事 小野原 裕 昭

提案者 理 事 大橋 卓 生

提 案 書

グッドガバナンス構築に関する特別委員会の設置について

第1 提案の趣旨

当協会にグッドガバナンスを構築し、スポーツ団体として手本となる団体を目指すため、以下の事項を中心に当協会の組織の在り方を検討し提案するため、定款第38条に基づき特別委員会を設置することを提案します。

- (1) 会員の制度
- (2) 指導者の資格制度
- (3) 理事の職務権限・職務分掌
- (4) 専門委員会の職務分掌

第2 提案の理由

近年、当協会は、正会員制度を見直し、外部理事を登用し、改革を推進しています。本年2月より、当協会のウェブサイトを更新し、ウェブサイトを利用した個人登録制度の導入を試みたり、平成27年12月の理事会で導入した直轄会員規程を制定し、都道府県協会が存在しない地域や異種格闘技からの個人会員を獲得する素地を作りました。また、従来欠けていた、倫理規程、競技者・指導者規程、寄附金取扱規程を制定し、団体運営の透明化を図ろうとしています。

こうした改革を進める一方で、委員会制度を整備し、権限の委譲を行ったにもかかわらず、委員会活動が活発になっていないといえます。この点、「平成27年度競技力向上事業助成金フェアプレーガイドライン」のセルフチェ

ックにおいて当協会が自ら指摘しているところです。また、理事会・業務執行理事・各種委員会・事務局との連携に混乱が見られます。その要因は職務分掌・職務権限が不明確で責任者が明確にされていないことに起因するものであるというのが、外部理事の一致した見解です。

こうした現状の問題点を改善するために、外部理事が中心となって、当協会の組織の在り方を検討・提案し、当協会をスポーツ界の手本となる協会となるよう理事会・必要に応じて総会にて最終決定を行う必要があると考えます。

3. グッドガバナンス構築に関する特別委員会の目的・組織と運営

(1) 目的

本提案の趣旨を実現するため、上記1記載の事項を中心に当協会の組織の在り方を検討し、上記1各号記載の事項について理事会へ提案を行うことを目的とします。

(2) 設置期間

平成28年3月20日から平成29年3月31日まで

(3) 委員（あいうえお順）

常務理事 阿部 海 将

理事 安藤 尚 徳（コンプライアンス委員会委員）

理事 大橋 卓 生（コンプライアンス委員会委員長）

理事 岡本 依 子（強化委員会副委員長）

理事 小野原 裕 昭（マーケティング委員会委員長）

事務局長 金 古 正

館 和 男（競技委員会委員長）

専務理事 長 野 修 士

理事 初瀬 勇 輔

理事 牧野 文 彦（総務委員会委員長）

(4) 委員長

理事 大橋 卓 生

(5) 特別委員会の運営（概要）

① 会議

定足数 過半数

決議要件 出席者の過半数

平成28年3月19日

一般社団法人全日本テコンドー協会 理事会 御中

コンプライアンス委員会
委員長 大橋卓生

各種委員会活性化等のご提案

昨年来、JOCが実施しております「平成27年度競技力向上事業助成金フェアプレーガイドライン」のセルフチェックにおいて、当協会は、「一部の専門委員会の活動が低調であり、委員会規程に定めた活動を自主的に行っているとはいえない」旨回答し、平成27年12月末日の時点でもこれを改善しえたとはいえない状況にある旨回答しております。

この点に関しましては、職務分掌や責任の所在が不明確であるなどこれまでの組織の在り方を見直したり、委員会運営の在り方について別途研修を行うことなど抜本的な改革を検討しているところです。

委員会活動が低調な要因としては、上記のほかに、委員が全国に点在しており、容易に一か所に参集して会議を開催することができないことが挙げられます。特に委員数の多い委員会においては、定足数を確保することが困難となります。

各委員会は、所管事項について審議し、理事会に意見具申を行うこととなっておりますが、各委員会において理事会に具申する意見が不明確であり、理事会に諮る議案が確定しないなどの混乱も見られます。

上記抜本的な改革に先立って、まずは、現状の問題を改善するために、委員会活動に関し、次の点を提案いたします。

〔提案事項〕

1 各種委員会活性化のための改善案

(1) 議題について予め書面で意見表明をした委員を出席扱いとすること

趣旨：専門委員会は、各所管事項について、各委員の知見をもって専門的に議論し、意見を具申することが予定されており、他の委員に決議を委任することはできないと考えます。委任ができない代わりに、事前に意見を明確に表明すれば、委員会で検討が可能となるため、出席とみなすことも可能と考えます。

なお、こうした制度を導入した暁には、意見を提出することな

く委員会を欠席することが多い委員については、他の人材と交代いただくことも検討すべきと考えます。

(2) 決議要件を出席した委員の過半数とすること

趣旨：現行の委員会規程は、環境委員会規程を除き、決議要件が「委員の過半数の同意」とされており、全委員か出席委員かが不明です。この点、全委員の過半数とすると、出席していない委員も含むこととなり、会議の定足数を満たすが、決議できない事態が生じるおそれがあります。一般的な決議要件は、出席者の過半数ですので、その旨を明記することとしました。

また、上記のとおり、書面により意見表明を認め、出席とみなす制度を導入すれば、少数の委員で意思決定が行われることを防ぐことも可能と思われれます。

(3) 委員会の非公開原則

趣旨：専門委員会では、生の事実が議論され、様々な意見が交わされると思われれますので、非公開とすべきと考えます。この点、従来から委員会は非公開と思われれますが、規程上明確でないため、その旨を明記しました。「原則」としたのは、必要に応じて公開することを可能としたものです。

(4) 決議の省略

趣旨：正社員総会及び理事会でも導入している書面や電子メールを利用して意思決定を行うものです。特に理事会では活用されており、委員会でも実態として電子メールによる意思決定が行われておりますので、規程上もその旨を明確にしました。

2 各種委員会の意思決定の明確化（議事録作成義務化）

趣旨：各種委員会で審議した意見を、理事会に具申するために、委員会の意思決定の内容を記録することが必要です。現状では、議事録を作成している委員会とそうでない委員会がまちまちですので、議事録を作成する方向で統一いたします。

3 その他の改正

(1) 総務委員会規程 守秘義務規定追加

趣旨：他の委員会規程で定められている守秘義務が規定されていないため、守秘義務規定を追加しました。

(2) コンプライアンス委員会規程 所管事項の追加

趣旨：①相談窓口の新設に関連して、その運用を所管事項に追加しました。

②委員に弁護士がいることから、各種規程案の作成を所管事項に追加しました。

(3) 強化委員会規程 所管事項の追加

趣旨：パラテコンドーの強化を所管することから、パラテコンドー強化指定選手の担当者を定める旨を追記しました。

(4) パラリンピック委員会規程・国際委員会規程の制定

趣旨：既に設置がきまっている両委員会ですが、活動の根拠となる委員会規程が存在しなかったため、新たに制定しました。上記1及び2の事項も反映しています。

※上記1～3を反映した各種委員会規程は別添一覧表のとおりです。

なお、賞罰委員会、昇段昇級委員会は他の委員会と根拠規程が異なり、性質も異なると思われるので、改正の対象から除外しています。

3 各種委員会運営マニュアルの作成

趣旨：各種委員会規程が存在しますが、その内容を把握している委員は少ないように思われます。今回の各種委員会規程の改正で、委員会運営に幅が生じます。また、委員会規程に記載する必要はないことですが、電話やSKYPEを利用して、事実上委員会の活性化を図ることも可能です。

そこで、当委員会にて、改正後の委員会規程を踏まえて、各種委員会の運営マニュアルを作成いたします。その内容について、当委員会にご一任いただきたく、お願い申し上げます。

以上

	所管事項等の追加	委員会活動活性化				意思決定の明確化		その他の改正
		書面参加 (2条3項)	決議要件 (2条5項) ※出席者の過半数	非公開の原則 (2条6項)	決議の省略 (3条)	議事録の作成		
1 総務委員会規程	—	○	○	○	○	○ (6条)	守秘義務 (8条)	
2 コンプライアンス委員会	相談窓口の運営・各種規程案の策定 (4条)	○	○	○	○	○ (5条)	—	
3 普及委員会規程	—	○	既に対応済み	○	○	○ (5条)	—	
4 競技委員会規程	—	○	○	○	○	○ (5条)	—	
5 強化委員会規程	パラテコンドロー強化指定選手 (4条5号)	○	○	○	○	○ (7条)	—	
新 設								
6 パラリンピック委員会規程								
7 審判委員会規程	—	○	○	○	○	○ (5条)	—	
8 医・科学委員会規程	—	○	○	○	○	○ (5条)	—	
9 広報委員会規程	—	○	○	○	○	○ (5条)	—	
新 設								
10 国際委員会規程								
11 マーケティング委員会規程	—	○	○	○	○	○ (5条)	—	
12 環境委員会規程	—	○	○	○	○	○ (5条)	—	
13 組織対策委員会規程	—	○ (2条4項)	○ (2条6項)	○ (2条7項)	○	○ (5条)	—	
14 加盟団体審査委員会規程	—	○ (2条4項)	○ (2条6項)	○ (2条7項)	○	○ (5条)	—	



一般社団法人全日本テコンドー協会 総務委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた総務委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において理事又は監事の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

2 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規定を適用する。

4 議長は、委員長とする。

5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

6 委員会は、原則として非公開とする。

7 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(審議・活動事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、事務局に当法人の総務、運営及び財務に関する指示並びに事務局の運営に関する指示を行い、理事会に意見を具申するものとする。

(1) 当法人の会員管理等の総務に関する事項、事業計画及び予算の作成等の運営に関する事項並びに財務に関する事項

(2) 事務局の運営に関する事項

(3) 定款の改正に関する事項

(4) 他の委員会に属さない事項に関する事項

(分科会)

第5条 委員会には、前条(1)から(3)までに掲げる事項及び前条に規定する理事会から諮問された事項のうちの個別の事項に関して専門的に審議するた

めに、分科会を設けることができる。

2 前項の分科会の運営は、第2条第2項から第6項までの規定に準じて行う。

(議事録)

第6条 委員会及び分科会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録は、委員長又は分科会の長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第7条 委員の任期は、定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日改正〕

1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。

2 前項に規定する全文改正後のこの規程（次項において「新規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第2条第1項及び第2項の改正は、同日から施行する。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第9条までの改正は、同日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられたコンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において専務理事、常務理事、理事（会長、専務理事及び常務理事を除く。）、監事又は学識経験者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

2 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規定を適用する。

4 議長は、委員長とする。

5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

6 委員会は、原則として非公開とする。

7 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

(1) コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項

(2) コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項

(3) 会員（個人会員）、加盟団体（定款第40条に規定する加盟団体をいう。以下、(3)において同じ。）、準加盟団体（定款第48条に規定する準加盟団体をいう。以下、(3)において同じ。）、その他の者による当法人、会員（個人会員）、加盟団体又は準加盟団体の定款、倫理規程その他諸規程の違反などコンプライアンス違反の通報等に係る対応に関する事項

(4) 暴力行為・不正行為等のコンプライアンス相談窓口の運営に関する事項

(5) 当法人の各種規程案の策定に関する事項

(6) その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録は、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第6条 委員の任期は、理事及び監事にあつては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、学識経験者にあつては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年6月10日制定〕

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第8条までの改正は、同日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 普及委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)の定款第57条の規定に基づいて設けられた普及委員会(以下、「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、監事、指導員、審判員、コーチ又はスポーツ等の普及に関して専門的な識見を有する者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

2 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規定を適用する。

4 議長は、委員長とする。

5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

6 委員会は、原則として非公開とする。

7 審議事項に関して、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなして第2項及び前項の規定を適用する。

8 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(活動・審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

(1) テコンドーの普及及び振興に関する活動

(2) テコンドーの普及及び振興のための他団体(当法人、定款第40条に規定する加盟団体及び定款第48条に規定する準加盟団体以外のスポーツ団体をいう。)との協議等

(3) 学生スポーツ、地域スポーツ又は生涯スポーツ等としてのテコンドーの普及及び振興に関する活動

(4) 直轄会員管理規程第1条に規定する直轄会員の管理に関する活動

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第6条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年6月10日制定〕

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

附則〔平成27年12月8日改正〕

平成27年12月8日の平成27年度第8回理事会において承認された第2条第5項及び第3条の改正は、同日から施行する。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第8条までの改正は、同日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 競技委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)の定款第57条の規定に基づいて設けられた競技委員会(以下、「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、指導員、審判員、コーチ又は競技開催に関して専門的な識見を有する者の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から2名以内を選出する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。但し議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明し委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規程を適用する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員会は、原則として非公開とする。
- 7 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(活動・審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 競技規則の整備
- (2) 国内競技大会の企画・運営
- (3) (1) 及び (2) に付帯する活動

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第6条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(細則への委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、競技委員会細則に定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程(次項において「新規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第2条第2項の改正は、同日から施行する。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第8条までの改正は、同日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 強化委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた強化委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、指導者、審判員、コーチ又は選手強化、指導員の資質の向上若しくは競技力の向上に関して専門的な識見を有する者の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

2 副委員長は、委員会において委員の中から4名を選出する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規定を適用する。

4 議長は、委員長とする。

5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

6 委員会は、原則として非公開とする。

7 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(担当)

第4条 委員長は、委員の中から次に掲げる選手の担当者を選任するものとする。

- (1) JOC強化指定選手
- (2) NF（シニア）強化指定選手（18歳以上）
- (3) ジュニア強化指定選手（15歳～17歳）
- (4) カデット強化指定選手（12歳～14歳）
- (5) パラテコンドー強化指定選手

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項（以下、この条において「諮問事項」という。）を審議し、選手又は指導者に次に掲げる事項

及び諮問事項に関する指示を行うとともに、理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 選手の強化に関する事項
- (2) 指導者の資質の向上に関する事項
- (3) 競技力の向上に関する事項
- (4) 大会に参加する選手及びコーチの選考並びに派遣に関する事項
- (5) 選手強化のための補助金及び助成金（登録選手が直接に受給する場合の補助金及び助成金を含む。）に関する事項
- (6) (1) から (5) までに付帯する事項

(活動内容)

第6条 委員会は、前条に定める審議を行うほか、次に掲げる活動を行う。

- (1) 選手の指導及び評価
- (2) 選手の指導及び評価の方法の調査及び研究
- (3) 大会等における各種データの収集及び分析
- (4) 指導者の資質の向上のための調査及び研究
- (5) 競技力の向上のための調査及び研究
- (6) 強化合宿、指導者講習会等の開催
- (7) (1) から (6) までに付帯する活動

(議事録)

第7条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録は、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第8条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会の審議及び活動において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程（次項において「新規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年5月8日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年8月22日改正〕

- 1 平成27年8月22日の平成27年度第5回理事会において承認された第2条第2項の改正（次項において「平成27年度第5回理事会改正」という。）は、同日から施行する。
- 2 平成27年度第5回理事会改正後の第2条第2項の規定は、平成27年7月5日以後の同項に規定する副委員長の数について適用し、同日前の当該副委員長の数については、なお従前の例による。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第10条までの改正は、同日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 パラリンピック委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられたパラリンピック委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、指導者、審判員、コーチ又は選手強化、指導員の資質の向上若しくは競技力の向上に関して専門的な識見を有する者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

2 副委員長は、委員会において委員の中から2名以内を選出する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規定を適用する。

4 議長は、委員長とする。

5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

6 委員会は、原則として非公開とする。

7 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(活動・審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

(1) パラテコンドーの競技者の発掘

(2) パラテコンドーの普及及び振興に関する活動

(3) パラテコンドーの普及及び振興のための他団体との協議等

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録は、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第6条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議及び活動において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成28年3月19日制定〕

この規程は、平成28年3月19日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 審判委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた審判委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、指導者、審判員、コーチ又は審判に関して専門的な識見を有する者の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から若干名を選出する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規定を適用する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員会は、原則として非公開とする。
- 7 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(活動・審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 審判員の資格検定
- (2) 大会への審判員の派遣
- (3) 審判講習会の開催
- (4) 国際審判員の養成講座の開催
- (5) 審判員の表彰及び処分
- (6) (1) から (5) までに付帯する活動

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作

成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録は、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第6条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年8月22日改正〕

- 1 平成27年8月22日の平成27年度第5回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程(次項において「新規程」という。)の規定は、平成27年8月22日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日である平成27年6月10日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第8条までの改正は、同日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 医・科学委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた医・科学委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、指導員、審判員、コーチ、トレーナーもしくは医師、柔道整復師、理学療法士、その他の医療従事者又は学識経験者の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から2名以内を選出する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規定を適用する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員会は、原則として非公開とする。
- 7 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(活動・審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 選手の強化及び競技力の向上のための医科学のデータの収集及び作成
- (2) スポーツ医科学の情報提供及び啓蒙活動
- (3) ドーピング防止のための活動
- (4) 障害者テコンドーの普及及び発展のための活動
- (5) (1) から (4) までに付帯する活動

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作

成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第6条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程(次項において「新規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第2条第2項の改正は、同日から施行する。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第8条までの改正は、同日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 広報委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)の定款第57条の規定に基づいて設けられた広報委員会(以下、「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、監事、指導員、審判員、コーチ又は広報に関して専門的な識見を有する者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から2名以内を選任する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び愛5項の規定を適用する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員会は、原則として非公開とする。
- 7 審議事項に関して、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなして第2項及び前項の規定を適用する。
- 8 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(活動・審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 広報の企画及び実施
- (2) 報道機関との連絡調整
- (3) ホームページの企画及び管理
- (4) (1) から (3) までに付帯する活動

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作

成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第6条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(細則への委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、広報委員会細則に定めるものとする。

附則〔平成27年6月10日制定〕

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第8条までの改正は、同日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 国際委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)の定款第57条の規定に基づいて設けられた国際委員会(以下、「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、指導者、審判員、コーチ又は選手強化、指導員の資質の向上若しくは競技力の向上に関して専門的な識見を有する者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から2名以内を選出する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員会は、原則として非公開とする。
- 7 審議事項に関して、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなして第2項及び前項の規定を適用する。
- 8 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(活動・審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 世界テコンドー連盟(WTF)、アジアテコンドー連盟(ATU)及び国技院(以下、これらを総称して「国際団体」という。)から発信される最新情報の収集、国際団体からの依頼事項の把握・確認および対応
- (2) 国際団体の総会及び理事会で決議された事項に関する情報の収集及び把握
- (3) 前各号で得た情報について当法人の関連団体への発信
- (4) 当法人の情報について国際団体その他海外関連団体へ発信
- (5) WTF Global Management System(GMS;オンラインメンバーシップ制度)上で管理されているグローバルライセンス登録制度について内容の把握、最新

情報の収集及び当法人における改善点の把握・対応

- (6) 国技院の昇段申請制度 (Kukkiwon Membership System) についての把握
- (7) 国技院との良好な関係を構築するための活動
- (8) 国際大会への日本代表選手団の決定および派遣に関し、強化委員会をはじめとする関連専門委員会のサポート

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録は、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第6条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議及び活動において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成28年3月19日制定〕

この規程は、平成28年3月19日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 マーケティング委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)の定款第57条の規定に基づいて設けられたマーケティング委員会(以下、「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、監事、指導員、審判員、コーチ又はマーケティングに関して専門的な識見を有する者の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から2名以内を選任する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規定を適用する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員会は、原則として非公開とする。
- 7 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(活動・審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

- (1) マーケティングに関する調査、企画及び立案
- (2) スポンサーに関する事項の検討
- (3) キャラクター商品の開発及び販売
- (4) 放送に関する事項の検討及び実施
- (5) 権利ビジネスに関する事項の検討及び実施
- (6) (1) から (5) までに付帯する活動

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作

成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第6条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(細則への委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、マーケティング委員会細則に定める。

附則〔平成27年5月25日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程(次項において「新規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第2条第1項及び第2項の改正は、同日から施行する。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第8条までの改正は、同日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 環境委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)の定款第57条の規定に基づいて設けられた環境委員会(以下、「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、指導員、審判員、コーチ又は学識経験者の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から2名を選出する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規定を適用する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員会は、原則として非公開とする。
- 7 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(活動・審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 当法人が主催する事業を通じた環境保護に関する啓発及び実践
- (2) 当法人の事務所、当法人が主催する大会の会場等におけるエネルギーの有効利用及びリサイクルの推進
- (3) (1) 及び (2) に付帯する活動

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第6条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程(次項において「新規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第8条までの改正は、同日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 組織改革委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)の定款第57条の規定に基づいて設けられた組織改革委員会(以下、「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において専務理事、理事(専務理事を除く。)、監事、学識経験者の中から3名以上を選任する。

- 2 委員長は、専務理事とする。
- 3 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選出する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規定を適用する。
- 5 議長は、委員長とする。
- 6 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 7 委員会は、原則として非公開とする。
- 8 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 会員制度のあり方に関する事項
- (2) 理事会、委員会、事務局等の組織のあり方に関する事項
- (3) 当法人と加盟団体(定款第40条に規定する加盟団体をいう。)及び準加盟団体(定款第48条に規定する準加盟団体をいう。)との関係に関する事項

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

(任期)

第6条 委員の任期は、理事及び監事にあつては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、学識経験者にあつては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日制定〕

- 1 この規程は、平成27年5月8日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第8条までの改正は、同日から施行する。

一般社団法人全日本テコンドー協会 加盟団体審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)の定款第57条の規定に基づいて設けられた加盟団体審査委員会(以下、「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員は理事会において専務理事、常務理事、理事(会長、専務理事及び常務理事を除く。)、監事、学識経験者の中から専務理事を含む3名以上を選任する。

- 2 委員長は、理事会において専務理事の中から1名を選任する。
- 3 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席したものとみなしてこの項本文及び第5項の規定を適用する。
- 5 議長は、委員長とする。
- 6 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 7 委員会は、原則として非公開とする。
- 8 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

(決議の省略)

第3条 委員が委員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決定があったものとみなす。

(審査・審議事項)

第4条 委員会は、加盟団体規程第3条第1項及び第2項に基づき、加盟団体規程第2条の申請書等の審査を行い、加盟団体規程第3条第3項に基づき、その審査の結果を理事会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、準加盟団体規程第2条において準用する加盟団体規程第3条第1項及び第2項に基づき、準加盟団体規程第2条において準用する加盟団体規程第2条の申請書等の審査を行い、準加盟団体規程第2条において準用する加盟団体規程第3条第3項に基づき、その審査の結果を理事会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、加盟団体規程第9条第1項(準加盟団体規程第2条において準用する場合を含む。以下、同じ。)に基づいて毎年12月に同項の審理を行うと

もに、加盟団体規程第9条第2項（準加盟団体規程第2条において準用する場合を含む。以下、同じ。）に基づいて同項の審理を行い、それぞれの審理の結果を理事会に報告するものとする。

- 4 委員会は、加盟団体規程第3条第3項（準加盟団体規程第2条において準用する場合を含む。）に基づき、加盟団体規程第2条第1項（準加盟団体規程第2条において準用する場合を含む。）の申請書の様式を定めるものとする。
- 5 委員会は、理事会から諮問された加盟団体（定款第40条に規定する加盟団体をいう。）及び準加盟団体（定款第48条に規定する準加盟団体をいう。）の加盟に関する事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

（議事録）

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録は、委員長及び指名された委員2名が記名押印する。

（任期）

第6条 委員の任期は、理事及び監事にあつては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、学識経験者にあつては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

（守秘義務）

第7条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

（雑則）


第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年6月10日制定〕

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

附則〔平成28年3月19日改正〕

平成28年3月19日の平成28年度第●回理事会において承認された第2条から第8条までの改正は、同日から施行する。



平成28年3月19日

一般社団法人全日本テコンドー協会 理事会 御中

コンプライアンス委員会
委員長 大橋卓生

合同委員会運用規程制定のご提案

当委員会では、どの委員会の所管事項が不明な場合又は所管事項が明らかなきときでも事業の円滑な推進のために必要がある場合に、関係する委員会で合同した会議の開催を試みたところ、委員会間の横の連携が密になり、意見交換が活発化するなど有益な効果を実感しました。平成28年2月9日に、コンプライアンス委員会、国際委員会、パラリンピック委員会、総務委員会、競技委員会、強化委員会及び広報委員会で行った合同委員会において、かかる合同委員会を制度化する方針となり、規程を理事会に上程することとなりました。同合同委員会の決議に従って、コンプライアンス委員会にて合同委員会運用規程案を策定いたしましたので、上程申しあげます。

以上



一般社団法人全日本テコンドー協会

合同委員会運用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第38条に基づき設けられた各委員会の連携を高め、当法人の事業を円滑に推進するための2以上の委員会が合同して行う会議の運営に必要な事項を定める。

(合同委員会の種類)

第2条 合同委員会とは、次の各号のいずれかに該当し、定款第38条に基づき設けられた2以上の委員会が合同して行う会議（以下「合同委員会」という。）をいう。

- (1) 各委員会が当該委員会の根拠規程に基づく定足数を満たして行う会議（以下「1号合同委員会」という。）。
- (2) 各委員会の委員長又は副委員長のみが参集して行う会議（以下「2号合同委員会」という。）。

(合同委員会の開催)

第3条 各委員会の委員長もしくはコンプライアンス委員長又は総務委員長は、理事会決議が必要な事項について所管する委員会が不明確な場合、又は所管する委員会が明確なときであっても当法人の事業の円滑な推進のために必要と認める場合、関係しうる委員会の委員長に対して、合同委員会の開催を要請することができる。

- 2 前項に基づく合同委員会の開催を要請する者は、合同委員会への参加を要請する委員会の委員長に対して、合同委員会の議題及び参加を要請する委員会との関係を明示するものとする。
- 3 前2項に基づき合同委員会への参加要請を受けた委員会又は委員長もしくは副委員長は、合理的な事由がない限り、合同委員会の開催を拒否することはできない。

(事前の準備)

第4条 2号合同委員会を開催するにあたり、参加する各委員会の委員長は、当該2号合同委員会の開催日までに、各委員会の根拠規程に従って、当該2号合同委員会の議題に関して各委員会内で意見をまとめなければならない。

(合同委員会の運営)

第5条 合同委員会の議長は、都度、参加している委員長又は副委員長の中から互

選により選任する。ただし、所管事項が明確な場合は、当該事項を所管する委員会の委員長（委員長が欠席の場合、副委員長）を議長とする。

- 2 1号合同委員会は、参加しているすべての委員会における各委員会の委員の過半数の出席をもって成立し、その審議事項は、参加しているすべての委員会において出席委員の過半数の同意をもって決定する。
- 3 2号合同委員会は、参加予定者の過半数の出席をもって成立し、その審議事項は、出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 4 合同委員会に参加する資格を有する者で、議題につきあらかじめ書面をもって意見を表明した者は、出席したものとみなして前2項の規定を適用する。

(議事録)

第6条 合同委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。ただし、合同委員会に参加した委員会の委員には、適宜の方法で周知する。
- 3 第1項の議事録は、合同委員会に参加した各委員会の委員長（委員長が欠席した場合は副委員長）が記名押印する。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議及び活動において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成28年3月19日制定〕

この規程は、平成28年3月19日から施行する。

平成28年3月19日

一般社団法人全日本テコンドー協会 理事会 御中

マーケティング委員会

委員長 小野原 裕 昭

競技者・指導者規程制定のご提案

当協会は、テコンドー競技の統括団体としてテコンドーの普及・強化を行う責務を負っています。かかる責務を適切に遂行するためには、当協会の会員である競技者・指導者を適切に管理することが必要と考えます。今回、コンプライアンス委員会にて役職員や会員を対象とする倫理規程が提案されておりますが、これと併せて、会員である競技者・指導者について、別途、参加する競技会や商行為等を適切に管理すべく、添付の競技者・指導者規程（案）の制定をご提案いたします。

なお、添付の競技者・指導者規程（案）につきましては、当委員会のほか、強化委員会、競技委員会、普及委員会、コンプライアンス委員会、広報委員会とも合同委員会を開催して、広く意見を募り、その内容を検討し、賛同を得られたものであることをご報告申しあげます。

〔規程の概要〕

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（競技者及び指導者の精神）


第4条（出場できる競技会の範囲）

趣旨：当協会の会員である競技者・指導者は、当協会及びその関連団体が主催・公認する競技会に出場できることを明記し（1項）、それ以外の競技会へは、当協会の許可を要することとしました（2項）。

第5条（賞金等の受け取り）

趣旨：他の競技団体の規程に習い、賞金や出場報酬等が支給される場合、競技者が取得できる旨を確認的に規定しました。

第6条（商行為及び届出義務）



趣旨：基本的に、競技者・指導者が自己の肖像等（定義は6条3項）を利用して商行為（報酬の有無を問わず営利を目的とする活動をいう。）を行う場合は自由ですが、テコンドー競技の健全な普及・発展を妨げることがないように、当協会においてその活動内容を把握するために届け出を義務づけました。

第7条（強化指定選手に関する特則）

趣旨：①強化指定選手については、当協会、JOC及びJSC等が強化に尽力していることに鑑み、当協会が一定程度、その商行為を管理できるように、報酬を得て行う商行為を承認制としました（1項）。

②当法人が強化指定選手をマネジメント（当法人が営業努力をして強化指定選手のためにスポンサーを得るなど）を行うことを可能とし、その場合、当法人は報酬を直接受領し、20%を得て、残る80%を強化指定選手に支給することとしました（2, 3項）。

③強化指定選手がマネジメント会社や勤務先に所属している場合、当該会社においてもマネジメントを行うことがあることから、混乱が生じることを避けるため、当協会とマネジメント会社等の間で別途契約を締結することとしました（4項）。この場合、当協会の本協会の活動を優先すべきことを明記しました（5項）。


第8条（普及活動への協力）

趣旨：当協会の会員であるすべての競技者・指導者に、当協会の普及活動への協力義務（努力義務）を明記しました。

第9条（肖像権の取扱い）

趣旨：最高裁判決で肖像権は競技者・指導者個人に帰属することが明確になりましたので、当協会に一切合財の競技者・指導者の肖像権を帰属させることは困難です。このため、当協会の行う活動（競技会、練習会、普及活動、強化活動）に参加する競技者・指導者の肖像権に限って、当協会に帰属することを明記し、その肖像権を利用して製作物を作り利用できることを明記した（1, 2項）。

競技者・指導者は、上記の肖像利用に異議を述べず、自ら使用しようとする場合は、当協会の承認を必要としました（3, 4項）。




第10条（違反者に対する処分）

第11条（権限の委譲）

趣旨：①他の団体の行う競技会への出場の承認（4条2項）、②商行為の届け出（6条2項）、③強化指定選手の商行為の承認（7条1項）及び④肖像権の自己使用の使用の承認については、本来、理事会にて行うこととなりますが、時間を要するため、適時に決定ができるよう、①の承認権限を競技委員長、②から④の権限をマーケティング委員長に委譲しました。必要に応じて理事会にて、承認基準を定めることができ、この場合、競技委員長及びマーケティング委員長は、この基準に従って承認を行うこととなります。

以上



一般社団法人 全日本テコンドー協会
競技者及び指導者規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づき、テコンドー競技の普及・発展を図るため、当法人に登録している競技者及び指導者である個人会員に関して必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 本規程で「競技者」とは、定款第5条第1号に定める個人会員のうちテコンドーを行っている者として当法人に登録している者をいう。
- 2 本規程で「指導者」とは、定款第5条第1号に定める個人会員のうちテコンドーの指導を行っている者として当法人に登録している者をいう。
- 3 本規程で「強化指定選手」とは、競技者のうち強化委員会規程第4条各号に定める選手をいう。


(競技者及び指導者の精神)

第3条 競技者及び指導者は、スポーツとしてのテコンドー競技を愛好し、ルールを遵守し、フェアプレイ精神と礼節を堅持し、自己の最善を尽くすものとする。

(出場できる競技会の範囲)

- 第4条 競技者及び指導者は、次の団体が主催又は公認するテコンドーの競技会に出場することができる。
- (1) 当法人及びその加盟団体、準加盟団体
 - (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC)
 - (3) 国際オリンピック委員会 (IOC)
 - (4) 国際パラリンピック委員会 (IPC)
 - (5) 世界テコンドー連盟 (WTF)、その傘下の大陸連盟及び各国連盟
- 2 第1項記載の団体が主催又は公認していないテコンドーの競技会に参加しようとする場合、競技者及び指導者は、事前に当法人の書面による承認を得なければならない。

(賞金等の受け取り)

- 第5条 前条に基づいて競技者が参加した競技会にて賞金や出場報酬（以下「賞金等」という。）が支給される場合、競技者は、直接、当該賞金等を受領することができる。
- 2 競技者が賞金等の受け取りを辞退した場合、その賞金等は当法人
- 

に帰属するものとする。

(商行為及び届出義務)

- 第6条 競技者又は指導者は、自らの責任において、次に掲げる商行為（報酬の有無を問わず営利を目的とする活動をいう。以下「本件商行為」という。）を行うことができる。ただし、商行為を行うに際して、競技者又は指導者自身の名誉を傷つけたり、テコンドー競技の健全な普及・発展を妨げることは厳につつしまなければならない。
- (1) 報道目的以外で、取材を受ける場合
 - (2) 映画、演劇、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等に出演する場合
 - (3) 広告媒体（テレビCM、ラジオCM、インターネットCM、広告看板、新聞・雑誌広告等）に自己の氏名、肖像、声、筆跡、手形、足形、経歴等（以下「肖像等」という。）を使用させ、又は自ら出演する場合
 - (4) 商品又はサービスの販売促進活動その他商業活動に肖像等を使用させ、又は自ら出演する場合
 - (5) 当法人以外の者が主催するテコンドー競技の教室、講演会、座談会等に参加する場合
- 2 本件商行為を行うに際して、競技者又は指導者は、当法人に対し、事前に書面により届け出をしなければならない。

(強化指定選手に関する特則)

- 第7条 前条第2項の定めにかかわらず、強化指定選手が本件商行為を行うことにより謝金、出演料等名目の如何を問わずその行為の対価として報酬（以下「報酬」という。）を得る場合、当該強化指定選手は、当法人に対し、事前に前条の届け出を行い、かつ当法人の書面による承認を得なければならない。
- 2 強化指定選手が受ける報酬について、当法人が本件商行為をマネジメントする場合、当法人が報酬を直接受領することができる。
 - 3 前項の規定に基づき当法人が受領した報酬について、当法人は、速やかに、当該報酬の80%を強化指定選手に支給し、マネジメント手数料として当該報酬の20%を当法人が受領する。
 - 4 強化指定選手が勤務先やマネジメント会社など本協会以外の第三者（以下「マネジメント会社等」という。）に本件商行為のマネジメントを委託する場合、マネジメントの範囲及び報酬等の扱いについては当法人と当該マネジメント会社等との間で別途契約を締結することにより取り決めるものとする。
 - 5 本協会とマネジメント会社等との活動が両立し得ない場合又は両立できるが競技活動に支障をきたすおそれがある場合、強化指定選手は、本協会の活動を優先するものとする。

(普及活動への協力)

- 第8条 競技者及び指導者は、当法人が行う次の活動（以下「普及活動」

という。)に、できる限り協力するよう努めるものとする。

- (1) テコンドー競技の教室や講習会、講演会の講師又は参加
- (2) テコンドー競技の宣伝広告
- (3) その他当法人が指定する活動

- 2 前項に定める各活動の報酬は、謝金規程に準じるものとする。ただし、謝金規程に定めのない活動については謝金規程の水準をベースにその都度当法人と競技者又は指導者とで協議のうえ定めるものとする。

(肖像権の取扱い)

第9条 競技者又は指導者が当法人の主催する競技会及び練習会、普及活動並びに当法人が行う強化活動（以下総称して「当法人の活動」という。）に関する競技者又は指導者の肖像等に関する一切の利用権（以下「肖像権」という。）は、当法人に帰属する。

- 2 当法人は、当法人の活動中の競技者又は指導者の肖像等を使用した写真、映像その他製作物（以下「本製作物」という。）を当法人のウェブサイトその他一切の媒体において自由に使用することができ、かつ、第三者に対して肖像権又は本製作物の使用を許諾することができる。

- 3 競技者及び指導者は、本条に基づく肖像権又は本製作物の使用に関して異議を述べないものとする。

- 4 競技者又は指導者が当法人の活動にかかる肖像権又は本製作物の使用を希望する場合、競技者又は指導者は、事前に当法人の書面による承認を得なければならない。

(違反者に対する処分)

第10条 競技者又は指導者がこの規程に違反した場合、賞罰規程に則って処分する。

(権限の委譲)

第11条 第4条第2項の承認は、競技委員長が行う。

- 2 第6条第2項の届出は、事務局を經由して、マーケティング委員長宛に行う。

- 3 第7条第1項及び第9条第4項の承認は、マーケティング委員長が行う。

- 4 理事会は、必要に応じて、第4条第2項、第7条第1項又は第9条第4項の承認の基準を定めることができる。この場合、競技委員長又はマーケティング委員長は当該基準に従うものとする。

附則〔平成28年3月19日制定〕

この規程は、平成28年3月19日から施行する。

覚 書

一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「甲」という。）、三起商行株式会社（以下「乙」という。）、株式会社スポーツビズ（以下「丙」という。）とテコンドー競技の選手である濱田真由（以下「本選手」という。）とは、本選手に関し、次のとおり覚書を取り交わした。

第1条（確認事項）

甲乙丙及び本選手は、次の事項を相互に確認する。

- (1) 本選手は、甲の会員であり、強化指定選手であり、テコンドー競技に関する活動を行うにあたり、甲の定款及び諸規程を遵守する責務を負っていること。
- (2) 本覚書の前提として、甲が平成28年3月19日付けで制定した倫理規程、競技者及び指導者規程が存在すること。
- (3) 本選手は、乙に平成28年4月1日より雇用される乙の従業員であり、乙での勤務に関し、乙の就業規則その他諸規則を遵守する責務を負っていること。
- (4) 本選手は、丙と専属マネジメント契約を締結することにより、平成28年4月1日より丙がマネジメントを行う対象となり、同マネジメント契約を遵守する責務を負っていること。
- (5) 本選手は、本日現在、私立徳山大学（山口県周南市所在）に在籍する大学生であり、同大学の学則を遵守する責務を負っていること。
- (6) 本選手が甲乙丙及び徳山大学に負っている責務を踏まえ、甲乙及び丙各自の名誉、声望又は信用を毀損せず、かつ本選手が各当事者に負っている責務に違反することのないよう行動すること。
- (7) 本選手のテコンドー競技者としての活動を阻害しないようにすること。

第2条（本選手の取材等の対応）

- 1 甲又は乙が本選手の取材及びテレビ・ラジオ・インターネットなどメディアへの出演要請（以下「取材等の要請」という。）を受けた場合、甲又は乙は、速やかに、丙に対し、その旨を書面又は電子メールで報告する。
- 2 前項の報告を受けた場合、又は丙が取材等の要請を受けた場合、丙は、速や

- かに、本選手と協議のうえ、当該取材等の要請を受けるか否か結論を出す。
- 3 前項において本選手が取材等の要請を受けないとの結論に達した場合、丙は、速やかに、甲及び乙にその旨を伝えるとともに、当該取材等の要請先に直接断りの連絡を入れるものとする。
 - 4 第2項において本選手が取材等の要請を受けるとの結論に達した場合、丙は、速やかに、甲及び乙にその旨を伝える。
 - 5 前項の連絡を受けた後、甲及び乙は、速やかに、各自当該取材等の要請内容を検討し、丙に対し、当該取材等の要請を本選手が受けることを承認するか否かを回答する。
 - 6 前項において甲及び乙ともに、当該取材等の要請を本選手が受けることを承認する旨の回答をした場合に限り、丙及び本選手は、当該取材等の要請を受けることができる。この場合、丙は、当該取材等の要請先に直接連絡をし、当該取材等の対応を担当する。
 - 7 第5項において甲及び乙の双方又はいずれかが当該取材等の要請を受けない旨回答した場合、丙及び本選手は、当該取材等の要請を受けることができない。なお、甲及び乙は、不合理に当該取材等の要請を拒絶しないものとする。

第3条（各当事者の本選手に関するマネジメント領域）

- 1 甲は、甲の事業として行うテコンドー競技の普及及び強化活動（以下「甲の領域」という。）に関して、本選手のマネジメントを行うことができる。
- 2 乙は、乙の事業活動（以下「乙の領域」という。）に関して、本選手のマネジメントを行うことができる。
- 3 丙は、甲の領域及び乙の領域を除く領域にて本選手のマネジメントを行うことができる。
- 4 甲と乙の領域が重なる場合又は各自の領域が重なるか否か不明の場合、次に従って解決する。
 - (1) 甲の領域と乙の領域とが重なる場合は、甲乙協議のうえ解決を図る。協議により解決ができないときは、甲が優先する。
 - (2) 丙の領域について、甲又は乙が自己の領域と重なる旨異議を述べた場合、丙と異議を述べた当事者とで協議のうえ解決を図る。協議により解決ができないときは、甲又は乙の主張が優先する。

第4条（マネジメント活動の結果の競合）

甲乙及び丙各自の領域におけるマネジメント活動の結果として本選手の活動が両立し得ない場合又は両立するが本選手の競技活動に支障をきたすおそれがある場合、甲乙及び丙は、甲領域における本選手の活動を優先するものとする。

第5条（マネジメント手数料）

- 1 甲乙及び丙は、各自の領域でマネジメント活動において各自の営業活動によって得た取材等の要請又は本選手のためのスポンサーを獲得した場合、甲乙又は丙と本選手との間の契約又は規則に基づき、当該マネジメント活動の結果として本選手が得る報酬等から所定の手数料を得ることができる。
- 2 甲又は乙は、自己の領域で自己の営業活動によって得た取材等の要請について、第2条に基づいて処理をする。当該取材等の要請を受けることにより本選手に対価が支払われる場合、甲又は乙は、丙に対し、自己が取得する手数料から、甲又は乙と丙との間で予め定めた金額もしくは割合で計算した金額を丙の手数料として支払う。

第6条（定めのない事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合、又は本覚書の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙丙及び本選手の4者で協議して解決する。

以上、本覚書成立の証として本書4通を作成し、各自署名捺印又は記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成28年3月 日

(甲)

(乙)

(丙)

(本選手)